

奥野昌綱のJ・C・ヘボンへの貢献と「authority」 の翻訳における問題

－「authoritative support」研究最終稿

Masatsuna Okuno's Contribution to J. C. Hepburn
and Translation Problems of “authority”
: the final draft on the research of “authoritative support”

竹 森 一 正*

Kazumasa TAKEMORI

アブストラクト

わが国には「ひよわな葦」という文化があるとされている。これはわが国が外国文化を導入するに当たって翻訳といういわば宿命的な過程を通るうちに誤訳が行われ、元来の意味と異なったデフォルメがわが国の常識として通用することを指している。会計学においてもこの現象が見られ、財務会計の基本とされているGAAPは「一般に認められた会計原則」とされ、その基礎であるSASは「権威の支持」とされているが、この翻訳は『ウェブスター辞典』を参照すれば、「全体として受け入れた会計原則」であり、その基礎は「論拠の基礎」であった。

GAAPとSASの誤訳はわが国の英和辞典に従ったためである。その原因はヘボン著『和英語林集成』にある。authoritative（「権威の」）の名詞形であるauthority（「権威」）およびgenerally（「一般に」）の形容詞形であるgeneral（「一般の」）のそれぞれの訳が同辞典再版（1872年）において確定され、今日に至っていた。

authorityを「権威」としたのはヘボンの弟子の奥田昌綱であった。奥田は15歳で昌平坂学問所で四書五経を学んだ秀才であり、同上辞典の編纂に加えて新旧約両聖書の口語による日本語翻訳に貢献し、清書から版下に至る全作業を行った。今日、流通している日本語聖書は細部を除けば奥野訳そのものである。

奥野の精神的基盤は日本流の朱子学による儒教である。奥野は英語版聖書でauthorityと記載された箇所を自らが参画した上掲辞典に準拠して「権威」と翻訳し、イエスの言葉とした。これによってイエスが儒教倫理によって語る聖書がわが国キリ

* 中部大学名誉教授－会計学

Professor Emeritus of Chubu University – Accounting

スト教諸派に普遍的に130年間拡散・継承され、世界的に独自の内容となっている。この新約聖書の翻訳の不自然さは山浦玄嗣が指摘しており、デフォルメ翻訳の訂正への蠢動を感じる。

ヘボンがわが国初の西洋式製本による辞典を刊行したが、辞典編纂にはアマチュアであったため、不十分な英和・和英辞典となり、品質管理上の正確性は68%と推定される。また、後継者が改訂作業に熱心でなかったため、辞典は150年間誤訳を掲載し、会計学者が辞典掲載の英文訳に従った。

当研究は故佐藤倫正による研究指導を受けていたが、佐藤は2019年4月逝去した。

KEY WORDS

GAAP, GAAP/SAS, ヘボン, 奥野昌綱, 山浦玄嗣, authoritative support, 権威の支持, 安本報告, 佐藤倫正, 中島省吾, 和英語林集成, 新約聖書, 馬太傳, マタイ伝, ウェブスター辞典, public opinion, ひよわな葦

目次

1. 研究動機および報告テーマの解題
2. ヘボン英和辞典の展開と英和訳の推移
3. 奥野昌綱のヘボンへの貢献と山浦玄嗣の提案
4. 結論
5. エピローグー不適正訳継承における「トッピング」(佐藤倫正指導への回答)

注

参考文献

1. 研究動機および報告テーマの解題

(1) わが国の誤訳文化とARS7翻訳の違和感

ア. わが国翻訳文化における「ひよわな葦」の問題

わが国には、外国文化を誤訳によって理解してそれを国民全体で共有するという指摘がある。この現象は、Edwin Reischauerが日本研究の中で「ひよわな葦¹」と称した特質である(本説の出所は、国広正雄訳・Reischauer著『ザ・ジャパニーズ』, 当研究と本項目との関連は[竹森, 2015, p.10; 20]を参照せよ)。この特質は、わが国において古来から行われてきたようであり、誰にも意識されることなく社会全体に溶け込んでいるようである。

従って、現代会計は米国会計を研究の素材として発展してきた経緯があるから、会計研究にも、このわが国固有とされる文化態様が入っていることは、ほぼ確実である

う²。その場合、影響は一学会領域に留まらず、国民全体に及んでいる可能性がある。

徒歩で数ヶ月かけてインドへ出かけた仏教僧侶や1年に数日だけ吹く風を頼りに中国に研鑽に出かけた遣唐使や遣隋使の時代ならまだしも、インターネットが生活の用具となっている国際化と情報化の時代には、わが国民全体が「ひよわな輩」から再考を促されていると言える。

筆者の研究結果から、会計学理論の基礎となっている概念が検討対象であることが明らかとなっている。これは、GAAP (Generally Accepted Accounting Principles) が「一般に公正妥当と認められた会計原則」と理解されている部分である。Generally を「一般に」とし、また Acceptedを「認められた」とするのは『ウェブスター辞典』に記載されていない意味によって翻訳した結果である [Webster, 2003, p.820; 7]³。わが国のすべての学者と各種の目的を持ったすべての学生が『ウェブスター辞典』に出ていない意味で理解し、それを確定した概念としているというのがわが国における実態である。

会計学総論の入口に相当する部分が米国におけるのと異なる内容で理解されているから、この文節から始まるあらゆる解釈はわが国においてのみ通用するということに留意すべきである。

当稿は2013年以来、故佐藤倫正の勧めと指導によって取り組んで来た会計学用語における誤訳研究の到達点でもある。

イ. わが国会計学におけるGAAP/SASの翻訳問題

GAAPが新しい概念として提案されていた1930年代当時は米国においてはその前提としてSEC会計連続通牒第4号(1938年)が示した“substantial authoritative support”(以下SAS)も重要視されていた。AICPA1964年特別委員会(William Werntz委員長)は同通牒と同じ問題意識を論じた。SASを正しく理解し、実行することによってGAAPが適格に形成されるからである。

米国社会においては慣習法の意義が重大であるため、Werntzは委員長を務めたアメリカ公認会計士協会(AICPA)1964年特別委員会報告の冒頭において「“Generally accepted accounting principles” are those principles which have substantial authoritative support.」[AICPA, 1964, p.12]と述べ、GAAPはSASあってこそという前提の上で成り立つことを強調していたが、わが国では慣習法を念頭に置くこの特別委員会報告を重視することはなく、話題として扱うこともなかった。米国では、Paul Gradyが同上特別委員会報告を尊重し、ARS7において上記10項目の全文を引用し、フレームワークとしてこの論理を用いている。

しかし、わが国では、この前提を注目しなかった。その理由は、SASのAはauthoritativeであるから「権威の」であり、権威は公的機関、すなわち政府であり、政府機関によって会計原則が決定(制定)されるというわが国独特の論理によって、

ことさらに研究する必要性がなかったためである。

わが国ではauthorityを「権威」と訳すことが定着しており、その形容詞形であるauthoritativeを「権威の」とすることが当然であった。ここには、底の深い問題があることが伺え、authoritativeの訳を『ウェブスター辞典』準拠によるべきであると主張するだけでは解決できない問題がある⁴。

ウ. 米国会計界における人脈尊重と会計殿堂の重要性

わが国では米国で展開されていたGAAPに関する関係者の人間関係に注目することもなかった。同上特別委員長のWerntzがかつて1939年にSEC主任会計官に就任し、Independent Auditorを全米で啓蒙して公認会計士の倫理感を向上させ、同時に地位の向上も目指したことを思い起こせば、AICPAはWerntzを委員長として特別委員会を立ち上げたことに大変な意欲を以って臨んでいたことが分かる。更に、Hoover政権時代の大統領補佐官議長であったGradyがWerntzに敬意を表してARS7にこの特別委員会報告を全文引用したことは歴史に残る大ニュースであるから、わが国においても敬意と緊張感を以って理解すべきであった。しかし、わが国においてはWerntz=Gradyの人間関係に注目することはなく、更にGAAP/SASの主要部分の翻訳が『ウェブスター辞典』に記載されていない意味になっていることも意識せずに令和（2019年4月～）の時代にまで継承されている⁵ことは学会、実務界および行政のいずれにおいても関心が払われる形跡はない。

後日、同上両氏がOSU（オハイオ州立大学）会計殿堂入りしても、わが国では誰も尊敬の念を以って対処することはなく、わが国会計研究者の共有情報とする動きはなかった〔竹森，2019，p.42〕。

(2) わが国の英和辞典の問題点

ア. わが国会計学におけるauthoritative supportと英和辞典の記載

今日、わが国の会計学ではauthoritative supportを「権威の支持」、およびgenerallyを「一般に」と訳しているが、これらが当然のように感じられているのは慣れによる思い込みである。この翻訳によってわが国固有の解釈が確定的な概念となり、米国においてGAAP/SASが一体概念であるという基本は放置されている。GAAPを理解するためにもGradyの意図を明らかにするためにも正しい翻訳が望まれる。

わが国における現代会計の基礎は、日本会計研究学会スタディ・グループ「AICPA アカウンティング・リサーチ・シリーズ第七号の研究」（早稲田大学グループ）の研究成果によるところが大きい。同スタディ・グループはAICPA会計研究叢書第7号（Grady著，以下ARS7）の翻訳を行ったが、その際に使用したのは日本製の英和辞典のようである。『ウェブスター辞典』を使用した形跡はない。ARS7は、AICPAが米国の会計実務に関して米国人読者のために作成したのであるから、意味が不明な語

彙は『ウェブスター辞典』によって解明すべきであったが、考慮されなかったようである。正道の無視は災禍を招くものである。同辞典に示されているauthoritativeとgenerallyの意味 [Webster, 2003, p.83 ; 820]は無視されたままである。

筆者は、この問題の発端がわが国で使われている英和辞典にあることを発見した。

イ. ヘボン英和辞典*の特徴

わが国の英和辞典は、James C. Hepburn（以下、本人の意志を尊重して「ヘボン」[高谷, 1990, p.3], 筆者注）が1867年（慶応3年）に刊行した『和英語林集成』に始まる（※ヘボンが直接間接に関与したその後の和英または英和辞典を含めた総称を「ヘボン英和辞典」とする、筆者注）。

この辞典刊行は、ヘボンの渡来目的に関係する。ヘボンが米国フィラデルフィアで医師として病院経営に当たっていた頃、日本に大きな関心を持ち、キリスト教の布教を決心した。ヘボンは、長老派教会の信者らしく、自らが日本人に日本語聖書の該当箇所を指し示しながらの布教を考えていたため、日本語聖書が必要だった。しかし、当時のわが国では日本語聖書がなかったために自ら作成する必要があった。キリスト教は禁教という環境であったから辞典はキリスト教の解禁に備えての前提だった。同辞典にはこのような歴史的な背景があったが、わが国における初の本格的洋式製本による和英辞典として完成した。しかし、編纂過程はわずかの助手の手伝いのみによるヘボンの単独作業であったから、同辞典は次のような検討事項を残していた。

- ① 『ウェブスター辞典』との記載内容の整合性は図られていなかった、
- ② 第3者による見直しがないままの刊行であったため和英訳の正確さと掲載した日本語の分野の偏りは検証されなかった、
- ③ 方法論は、当時の渡来した西洋人が行っていたのと同じ博物学的情報収集であり、周辺にいた日本人の会話と紙媒体を網羅的に対象とした。専門家による辞典編集はなかった、
- ④ 掲載された語彙は主として慶応年間のものであったため、ヘボンは、後に改訂すべきことを序文の中で述べ、後継者に託していたが、この希望は実行されなかった、
- ⑤ 統計的品質管理によれば、相当数の要検討事項が推定される（2. (6) ウ. 参照）。

ウ. ヘボン英和辞典改訂の反省点

ヘボン英和辞典は、上記の④が記述されているとおりに行われていれば問題はなかったが、ヘボン周辺の米国人宣教師も日本人弟子達も、④で託された願いを実行することはなかった。その結果、ヘボン英和辞典は不適切と言えない程度で刊行された。すなわち、ヘボン英和辞典は明治時代初頭において使用に耐えることができるという期間限定で、かつ信頼度70パーセント程度の和英辞典と考えるべきであった。しかし、

わが国におけるヘボン英和辞典への信頼は高く、記載されている訳を和英および英和に関して詳細に検討する機会はなかったようである。結果的に、ヘボンが医師業のかたわらで8年という短期間に行なわれた個人作業の結果であるにもかかわらず、150年間使い続けることになった。

ヘボン英和辞典が刊行されて後、数百人に及ぶ会計学者が渡米して在外研究を行ない、また大学院教育を受けている。その時、指導教授やホストファミリーから『ウェブスター辞典』のことは少なくとも2～3回は聞いたはずである（筆者の高校生の頃の米国人夫婦の会話の一つに夫からの「Hi, honey, where is my Webster?」の呼びかけがあった。この時、奥さんは使い古したペーパーバックの『ウェブスター辞典』を持ってくるのだった。米国人には『ウェブスター辞典』が家庭必需品であったようである）。ホストファミリーを通して、在米生活で見聞した経験から『ウェブスター辞典』が座右の書となっている例が多々あったはずであるがその類の話は誰からも聞いていない。まして米国留学土産を『ウェブスター辞典』とした例も聞かない。

福沢諭吉は訪米使節団として渡米した際に『ウェブスター辞典』を知っていたようであり、『大辞典』(*An American Dictionary of English Language*)と称されていた『ウェブスター辞典』を幕府から預かった調査費の大半を使って数10冊購入し、帰国している。福沢は慶応義塾において購入した『ウェブステル』(福沢による『ウェブスター辞典』の呼称)を用いて翻訳の指導を行っていたことになる。また、『ウェブスター辞典』1856年版(名古屋大学医学部医学部図書館の蔵書)には丁寧かつ詳細に使用した形跡がある。

2. ヘボン英和辞典の展開と英和訳の推移

(1) J・C・ヘボン⁶著『和英語林集成』(1867年)

ア. ヘボン英和辞典初版の問題点

『和英語林集成』は、わが国初の洋式製本によって刊行された外国語辞典である。同辞典は第1部和英篇に20,772語を収録している。ヘボンは来日した1859年から1866年までの8年間で、「in the course of his own reading, or heard in use among the people (書物だけでなく、生身の教師を頼りとして作成・・・木村訳による)」と述べている[木村, 2015, p.23]ように、周辺の日本人との会話と小説等(源平盛衰記, 平家物語および草双紙)から得た日本語をまとめて本辞典を作成した。

記載方法は、第1部和英篇をヘボン式ローマ字による日本語の見出しとそれに対応する英語を示すスタイルである。これは在日外国人には便利なスタイルであり、ヘボン自身にとっても便利であった。第2部英和篇は第1部の和英を置き換えたスタイルであり、10,030語を収録している。

イ. ヘボン英和辞典初版におけるauthorityの英和訳

ヘボンはミカド（天皇）とオカミ（江戸幕府の将軍）との関係や薩摩・長州と江戸幕府との関係等を知っている一方、わが国の統治機構全体の理解はできていなかったようである。わが国の根本が何によっているかを事実関係から理解できなかったためであろう。日常的な語彙は周辺の日本人から聞き出せば大方は集めることができる。しかし、社会構造に関するものは、英語塾生である幕府高官に雑談を持ちかけたついでに聞き出すしかない。「ken」はこれら塾生から聞いたものであろう。ただし、この塾生は何かの話題の際に口にした程度のものであり、ヘボンも英語熟の講義が終わったからの和英メモを整理する際に気がついたようであり、発音も漢字表記もはっきりしなかったことになる。その日本人は、おそらくは大村益次郎であろうが、その後、どの塾生にも確認することはなかったようである。その結果、正確性を欠くメモとなったため、第1部への掲載を控えたのであろう（米国ではインタビューの際にメモを取らないことが礼儀であるから、ヘボンは日本人に対してこの米国流作法を実行していたようである。礼節さも心得て日本人に向き合っていたことが伺える。筆者注）。

第1部の和英篇では、「権威」も「一般の」も記載がないが、第2部の英和篇では、authorityとgeneralは次のように記載されている（日本語記載は原著ヘボン式ローマ字、筆者邦字化）。

authority 権、勢い、威勢、威光

general 大将、将軍

generally 大抵、大方、総体、概ね、大概、元来、およそ

（形容詞のgeneralは記載がない。筆者注）

ヘボンは、横浜居留地に出入りする日本人から「権、勢い、威勢、威光」の日本語がauthorityに対応すると考えたのであろう。『ウェブスター辞典』1856年版では、authorityの説明の第1の記載は、権を除き、ここで示されている用語と一致している。当時の米国英語が英国古語に似ていたことになる（米国古語が実在していたことを示している⁷⁾。「ken」を除けば、これらは和英としても英和としても当時の日米双方で通用することが明らかであり、ヘボンが暗中模索とも言える状況でベストを尽くしていたようである。今日の『ウェブスター辞典』（2003年版）を参照すると、上掲の意味は低い順位に下げられており、時代の変遷によって意味のウエイトが下がったことが分る。『ウェブスター辞典』は、改訂に際して時代の変遷を反映させて編纂していたことが分かる。

ウ. ヘボンによるauthority = 「ken」の認識

ヘボンは、この和英訳を保留している。第2部ではauthorityを「ken」としてそれらしい日本語を記載しているが、暫定的扱いであり、後日の精査を必要とするメモ替わりとも考えられる。

ヘボンの思想を考える時、西洋社会の政治構造と、米国長老派教会宣教師としてのキリスト教信仰という2つの基礎があり、徳川幕藩体制下での統治構造を理解する上で根本的な違和感があつたはずである。日本人社会に入っていこうという意欲はあつても日本は横浜居留地から眺める外国であつたろう。

ヘボンは、「ken」が日本の統治の基礎構造に属するものであることまでは分かつていたようであるのでauthorityにある英国古語の意味を当てたことが考えられる。英国においてCharles I（チャールス一世）^{*}以前の時代であれば、国中が国王の下で絶対的な権力機構で支配されていたから妥当性はあることになる（※清教徒革命において1649年1月31日斬首刑、この日から英国は絶対王政の国から議会による合議制の国となった）。

岸田吟香はヘボンの弟子となって初版の編纂を手伝った〔木村同上書、p.24〕とされ、岸田が献身的に作業を行ったためか、ヘボンは辞典の日本語例文に岸田の名を一部取り入れている。しかし、岸田は和英辞典の内容については見直しをしなかったようである。第1部に「ken」がないにもかかわらず第2部にauthorityの英和訳として「ken」が記載されているのであるから、弟子として恩師に直言することは義務のはずであるが、辞典の記載に疑問を持たなかったのであろう。岸田が研究熱心であれば、ヘボンの手元にあつたであろう『オックスフォード辞典』またはその他の辞典を参照して食い違いを指摘していたこともあり得た。accountable, general, independence等の英和訳も適訳とは言えない。（当章における『和英語林集成』および『袖珍英和辞典』に関する記載は筆者稿〔竹森、2019、pp.35～39〕を参照している。）

エ. 生麦事件による「ken」の認識

ヘボンがキリスト教宣教師（米国長老派教会は宣教医として派遣、わが国上陸資格は横浜施療所西洋医学医師）としての観点から清教徒革命以前の英国王政と徳川將軍下の政府機構が比較できないと考えたこともありえる。ヘボンは1862年に起きた生麦事件⁸の被害者の検屍と治療にあたっていたから身をもって日本の制度の厳しさを経験していた。ヘボンは、英国民間人が武士の行列に入りこんだために即断で切り捨てられても当然とされるほど日本の「ken」が厳格であることを知ったことになる。切った武士当人は警護の立場から当然の職務を実行したのであり、当時の日本社会において常識の範囲内であつたが、西洋人にとっては、日本が西洋社会では考えられない野蛮が横行していると思えたことになる。

ヘボン他の西洋人は、生麦事件によって、日本では武士が礼儀やプライドを過剰なまでに尊重すること、個人の尊厳を無視しても社会構造を守ることが分かつたはずである。同時に日本の社会構造は上海や廈門等で得た知識を超えたものであり、他のアジア諸国よりも完璧な「ken」が機能していることを知ったことになる。

(2) J・C・ヘボン著『和英語林集成』再版（1872年）

ア. ヘボン英和辞典再版におけるauthorityの英和問題

1872年（明治4年）、和英・英和辞典として同じ書名で再版が刊行された。再版には奥野昌綱が手伝いに加わった。

第1部和英篇ではKEN-Iのローマ字と共にフォントをやや大きめにした「権威」の見出しがあり、この和英訳として「Power, authority, dignity」が示され、例文として～no ikioiに「force of authority」の訳が示されている〔平文、1872, p.232〕。第2部英和篇ではAUTHORITYの見出しに「Keni, isei, kenpei, seiji, seifu, kwan-nin, kenpei-ka」*の英和訳がローマ字で表記されている〔平文同上書, p.14〕（※それぞれは、権威、威勢、権丙（または遣兵）、政治、政府、官人、権丙家。漢字邦訳は山口による〔山口、1997, p.88〕）。

再版の掲載内容が初版とは異なり、日本の感覚が強いことから、再版作業の5年間の大半を日本人弟子が担当していたことが伺える。他の米国人がメンバーに加わった形跡はない。米国人の感覚では、和英篇では独立をindependenceとすることに異論はないであろうが、英和篇においてはindependenceをdependenceの反意語の意味として独立も加える程度である。authorityを「権威」にすることについても米国にない意味であるから日本人が大きく関与したことは確かであろう。日本人弟子達は、辞典編纂に関してアマチュアであり、ヘボンの作業を手伝っても、辞典編纂を教育されないままに作業を進めていたことになる。『ウェブスター辞典』や『オックスフォード辞典』を参照して確認した形跡はない。

明治に入ってから、ヘボンは本来の渡来の目的であるキリスト教の宣教のための日本語聖書の作業に没頭した。奥野を始めとする弟子達の作業も聖書翻訳の助手が中心となったようである。また、奥野が非常に優秀であったことから大幅に信用されていたことはありえる（奥野は幼少のころから四書五経についての抜群の造詣を有していたようであるから、ヘボンは奥野が表面上はキリスト教に深い関心を持っていても内面は日本流儒教が確立していたということを認識すべきであった。）ヘボンは奥野が教育されていた江戸時代という環境の中で日本流の朱子学について認識し、陽明学が禁止されていたという風土も知るべきであった。（奥野がauthorityに係わった経緯についての考察は第3章⁹を参照）。

外国人が和英篇においてKEN-I または「権威」が「Power, authority, dignity」という訳を見てわが国における「権威」についてほぼ妥当な理解はできるであろう。しかし、日本人が英和篇においてAUTHORITYが「権威、威勢、権丙（または遣兵）、政治、政府、官人、権丙家」との訳を見て米国におけるAUTHORITYに関する理解ができるかは疑わしい。この訳では古語とする場合を除いて米国人が使う意味を示していない。また「権丙」の訳は不適切である。

この英和訳では「権威＝政治＝政府＝官人」ということになり、矛盾に満ちた内容となる。ただし、日本人向けの英和訳であれば明治政府の施政状態を前提としているから使用できないことはない。一方、これらの訳語は米国において通用しない。米国において政府は国民に対して権力の存在ではないし、権威によって国民に命令するものではないからである。

イ、再版における「ken」から「権威」への改訂

初版における「ken」は再版において「Keni」または「KEN-I」となった。第1部でKEN-I、第2部でKeniと不統一で記載されている（岸田・奥野間で意志疎通が円滑でなかったことになる。筆者注）。

初版においてヘボン「威勢」、「威光」の訳語を示しており、この2つの語彙を応用すれば、権勢も権限も訳としてあり得た。この方が訳として適している可能性もある。しかし、「ken」では日本語として成り立たないから、奥野がヘボンに「権威」を提言した結果採用されたのであろう。ヘボンにとって日本の秩序の根本にある「ken」という何かが奥野のおかげで「権威」という日本語で示せたことになる。しかし、英和訳で考えれば、否定はできないが使用不可でないという程度でしかない。このようなあいまいさを解決してこそauthorityにどのような日本語を対応させるか、また「権威」にどのような英語を対応させるかが決定されるが、ヘボンも奥野も放置したのであろう。

ヘボンは奥野が進言したことを評価して、和英見出しのKEN-Iのヘボン式ローマ字と共に「権威」をフォント拡大による漢字見出しの採用という形で功労に報いている。ヘボンは奥野に相当の評価をしていたことになる〔黒田、1996、p.86〕。

ウ、わが国における国家観とauthority

「authority＝権威」とする英和訳は再版への掲載によって不動のものとなった。明治政府の成立の経緯は西洋社会におけるような市民が権利を得るために戦って得たものでなく、江戸時代の社会体制をそのまま引き継いだ旧武士階級どうしの政権交替であったから政権交替の過程において「権威」は否定されるものではなく、自然な感情として肯定されて引継がれたのであろう¹⁰。福沢諭吉でさえ、米国における民主主義という国家運営の基盤がローマ帝国以来のpublic opinionであり、その上で政府や政策がなりたっていたことは理解できなかったようである。仮に米合衆国憲法を入手して読めたとしても前提となる情報がない状態であるから理解困難であったろう。

わが国の近代化は天皇制を基軸とする大日本帝国憲法を中心とした。ここでは、表面上は西洋の近代主義を採用しているにかかわらず、その社会を支える国民の精神的基盤は江戸時代の儒教と朱子学であった。しかも、これは古代中国の思想をデフォルメして徳川幕藩体制の維持に都合よくアレンジした儒教であった。明治時代の儒教は教育における強制も行われたことが特徴であった。従って国家の社会秩序が「権威」

によっていると定義されても特に異論はなかったであろう。江戸時代には「権威」の概念は特に意識されることがなかったようであるが、明治時代に入って学術体制が整備されるに合わせて近代的法体系の一部に組み込まれた「権威」が自然に国民一般に浸透したと思われる。

わが国においては、今日においても国が政府であり、従って政府は権威（authority）によって国民を統治する権力を持つ、という感覚は普遍的である。少なくとも権限を持っていることは誰も異論がないところである。世間では「いや、ちょっと待って」の程度が多々あってもその意識を契機に社会改革に進むことは殆どない。明治時代であれば「権威」を受け入れる意識が更に強かったはずである。

ヘボンが横浜山手居留地において日本語聖書の委員会に没頭していた¹¹当時であれば日本人弟子達は、ヘボンが適正ではないと内心考えていても、妥当とすれば辞典採用と考えてしまい、ヘボンが解決できていなかった問題を未解決のまま出版したことになる。

エ. ヘボン英和辞典の再版におけるPIR

明治時代に入ると『ウェブスター辞典』は誰でも手に入り、わが国辞典業界がヘボン英和辞典の記載内容と照合調査し訂正することは可能であったが、その動きはなかった。それにヘボンが日本語聖書のため直接の辞典編纂作業から離れたことも災いし、積極的に訂正箇所を検討することはなかったようである（奥野はヘボンの助手として日本語聖書の清書に抜群の功勞を示し、讃美歌の日本語翻訳という業績も果たしたが、英語能力についてはわが国におけるトップクラスであっても英和辞典のPIR（Post-Implementation Review）編纂ができるほどの英語力ではなかった）。

ヘボンの周辺に多数集まっていたとされる米国人の宣教師がヘボン英和辞典のレビューに係わらなかったことも問題を放置することとなった。米国長老派教会本部はわが国における英和辞典の重要性に注目していなかったようであり、ヘボン英和辞典の補強を目的とする宣教師を派遣することはなかった。1878年4月ヘボンはSatowに『和英語林集成』第3版の改訂作業への協力を依頼したが、断われている〔横浜開港資料館、2013、p.122〕。世間で評されるほど両人の関係は密でなかったことになる。Satowは「静山」という書の雅号を得ているほど日本への造詣は深いからこの一事はヘボン英和辞典が抱えていた問題解決に致命傷であったことになる。

Satowは外交官であるから、米国民間人の依頼である辞典改訂を断ったことは当然であろう。また、英国公務員の立場からは米国長老派教会に不介入を守ったのかもしれない。当時、大英帝国は海外植民地を得ても現地を英語化することで言葉の問題は解決できたから、ことさらに現地語の翻訳辞典を作成する必要がなかったことになる。

オ. ヘボン英和辞典におけるgeneral

ヘボンは初版の編纂当時は形容詞と副詞を完全に区別できなかったようであり、

「大抵」、「大方」、「大概」は、generallyとして副詞だけで扱われた。ヘボンにとって generalの訳は将軍であったから、名詞のみで扱われた。これは、天皇から託された武士の最高位の征夷大將軍に英米の軍隊の最高位の指揮官である generalを当てたことになり、適訳ではない。慶応年間では略称としての「將軍」であったが、あくまでも「征夷大將軍」である。しかし、西欧における generalは国家元首または国王の指揮統制下にある軍隊の階級であり、任命と解職に服する義務を負っている。日本人弟子が西欧の軍隊における将軍を知らないまま、ミスリードした可能性もある。横浜居留地の西洋人はわが国における最高権力者を「オカミ」としていたから、徳川「將軍」と教えた日本人がいたことになる。明治以降にわが国に設けられた軍隊組織の将軍には対応するが、これは歴史の推移による偶然である。

(3) 齊*藤重治譚『袖珍英和辞典』初版(1881年)

この辞典は、かつて存在したとされる堀達之助による『袖珍辞書』(1802年)を思い起こさせる書名である。この書名では新しい英和辞典を思わせるが、実態はヘボン英和辞典のコピーに齊藤重治なりの修正を加えた内容である。前例にならい2語の記載例を示す。(※齋、当稿では当用漢字による)。

authority 権勢, 信用, 支配人

general 総大将

一般の, 通常の

本辞典には、authorityの英和訳に「権威」がない。斎藤の英語感では権力との関連ではauthorityに「権威」ほどの強い意味がないことになる。この訳は、タムソン(米国長老派教会宣教師David Thompson¹²)の影響を感じさせる。タムソンは、国王に「権勢」を認めても「権威」はないと考えていたのであろう。英国史におけるCharles Iの斬首刑は、英国の王制に「権威」がなかったという見方も可能である。また、米語感からauthorityにはわが国で考えるレベルの「権威」の意味がないためあえて外した可能性もある。同じ米国人とはいえタムソンはヘボンが渡来して3年後の渡来であるから、その3年間に『ウェブスター辞典』は一層普及していたはずである。

上掲の「信用」と「支配人」の意味は『ウェブスター辞典』にはないから、適訳ではない。齊藤が何かの機会に見つけたauthorityの使用例から創作したのであろう。

本辞典は、generalを形容詞としても扱い、「一般の」という英和訳を示している。「一般の」の出所はシェイクスピア演劇が最も有力である。この時期(明治18年)になると、シェイクスピア演劇はよく知られた西洋演劇であるから、齊藤が、その内容を研究して、国王が人民大衆を見下す表現として「諸々の民」の意味でgeneralを使っていることに着目し、当時、日本語として存在していなかった「一般の」を創作したことが考えられる。『和英語林集成』初版では「一般の」が掲載されていなかったが、

およそ8年間にわたって、施療所を訪れた患者、英語塾生およびヘボン館に出入りした各種商人といったヘボン周辺の日本人の会語には「一般の」はなかったためヘボンの日本語収集には入らなかったことになる。斉藤が「一般の」をシェイクスピア演劇の研究者から示唆されたこともありえるが、坪内逍遙は辞典刊行時に21歳であり、両者が接点を持ったことは疑わしい。

斉藤が「一般の」という英和訳を得た契機についてもタムソンが係わりを持ったことはあり得る。当時、洋書の輸入が可能になったとはいえ発注と代金支払いは大変な手続きを要したはずであり、シェイクスピア演劇の脚本を入手することは困難を極めるものと考えるべきであろう。斉藤にそれが可能であったとすればタムソンの蔵書にあった書籍を閲覧したか、タムソンの紹介で英国公使館または横浜の英国領事館の蔵書を閲覧したことになる（1年あればシェイクスピア演劇の主要なものは手書きによって筆写は可能である）。

留意すべきは、斉藤が得た「一般の」の英和訳を辞典に掲載したため、読者はこれを現代語（1881年現在の）として理解したことである。一連のシェイクスピア演劇は、16世紀末から17世紀初頭（わが国の徳川家康の存命時）の英国においてそれから200～300年前を想定して執筆された時代劇である。そこで語られる会話は当時から見た古語であるから、その脚本の日本語翻訳は、わが国でいう室町時代以前の言葉に相当することになる。その時代認識から「一般の」としたことは演劇脚本の翻訳としては秀作であったが、辞典において古語である旨を注釈しなかったため現代語の扱いとなった。斉藤は時代錯誤である訳に古語の注釈を入れないまま放置した。

(4) 斉藤重治譚『袖珍英和辞書』第3版（1886年）

上で示した『袖珍英和辞書』初版の5年後に第3版が刊行されている。概略的に内容は同じであるから、改版でなく、増刷である。

authority 威勢, 政府, 信用, 政治, 支配人

general 一般の, 通常の

authorityを「権威」とする訳はここにもない。初版の「信用」と「支配人」に加えて、「政府」と「政治」が新たに加えられている。社会的に「威勢」を発揮するのは「政府」であり、その具体的な姿が「政治」であると考えた論理には問題があるが、ヘボン英和辞典はこの論理になっているから「当たらずとも遠からず」であれば受け入れは可能である。第3版においてもgeneralを「一般の」と記載している。ここでは、「通常の」も加えられているが、米語として本来の意味である「全体の」や「(地位や階級における) 最高の」は記載されていない。タムソンは斉藤に本格的な英語指導はしていなかったようであり、日常会話程度であったことが伺える。

この当時、英和辞典を刊行することは多少の違いはあってもヘボン英和辞典の海賊版であったが、ここでは、表紙に「斉藤重治譚」と記載して、自身の著作編纂である

ことを示している。中表紙には「ウェブストル氏省像」の説明とサイン付きの白人男性の写真を載せているが、本辞典の内容が『ウェブスター辞典』との整合性がないのは既述のとおりである。副題に「英国人タムソン校閲」を示しており、タムソンから指導を受けたことは確かであろう。斉藤は英会話に堪能でなく、米国人と英国人の間で明らかに発音が異なる語彙を聞き取れなかったことになる（例えばappleとthank youだけでも識別は容易であるし、持っている紙幣の単位が\$か£かでも区別は容易であった）。斎藤は、タムソンがauthorityの説明の際に詳細な清教徒革命と名誉革命を述べたために、当時の日本人が外国の歴史を詳細に語ることはありえなかったことから英国人と勘違いした可能性がある。また、英国公使館や領事館での自然な振る舞いからも誤解した可能性がある。

ヘボンおよびタムソンという米国長老派教会宣教師は、幕末から明治初期という短期間でわが国に英和辞典を普及させるという功勞を果たした。同派では聖職者がラテン語の聖書を解説して布教するという方法を否定して日本では日本語聖書によって布教する方針であったための副産物であった。

掲載された英和訳に見る限り、斎藤は自身も英語に取り組み、その成果を英和訳として辞典掲載していたことが伺える。英語力は奥野よりも一段高いレベルであったようである。

(5) 米国平文先生著『改訂・増補・英和英辞典』(1888年)

丸屋善七の丸屋商社がヘボンから版權の譲渡を受けて刊行した、わが国初の本格的商業出版の英和辞典である。表紙には「米国平文先生著」と書かれている。第3版の作業には弟子の高橋五郎も参加した。

authority, general, generallyは次のように英和訳が示されている（原著ではヘボン式ローマ字で記載、筆者邦字化。「権威」は原著の記載。）。

authority 権威、威勢、権丙、政治、政府、命令、官吏

general 一般の、通例の、大抵の、大方の、大概の

generally 大抵、大方、大旨、大概、大略、大よそ

辞典の書名は一新されているが、内容はauthorityは「権威」を始めとして『和英語林集成』再版と同じである。再版後16年後の出版であり、ヘボンの日本語聖書（新約）は1880年に完成しているからヘボンに時間の余裕はあったはずであるが、authorityを「権威」とした根拠となる日英封建制下での共通項は検証しないままのようであった。第3版にもauthorityに「権丙」の訳があり、『ウェブスター辞典』の記載とかけ離れた和製翻訳語が固定されたことを示している。generalは斎藤案の「一般の」を取り入れている。この訳が明治時代の感情にあったのであろうが、先頭に記載する扱いとなっている。

奥野および高橋は斎藤に対して『袖珍英和辞典』初版以来行なった訂正の経緯や

「一般の」の成立の経緯を尋ねる余裕はあったはずであるが、この種の交流がないまま、日本人どうしてコピーをしあっていたことになる。

1888年刊の『改訂・英和和英・語林集成』増補改正版を以ってauthorityを『和英語林集成』初版に由来する「権威」、generalを『袖珍英和辞書』に由来する「一般の」が定番となった。「一般に」や「一般的に」は副詞形であるgenerallyの訳として現れた。「権威」は奥野が「ken」を端緒として考えた訳であり、「一般の」は斉藤が創作した時代錯誤の訳であったから、次世代の辞典刊行者が改訂に当って留意すべきであった。

シェイクスピア演劇の翻訳において「権威」や「一般の」が現れるのは、同上増補改訂版の数年後である。時間の推移から考えれば、坪内等のシェイクスピア研究者や翻訳家がヘボン英和辞典のauthorityやgeneralの訳を参照して翻訳したことが明らかとなる。

(6) ヘボン英和辞典とARS7における翻訳問題

ア. 社会の進展と語彙の変化における辞典記載

言葉は時代の変化につれて内容が変化するものであり、社会や政治に関係するものであるほどその変化は大きいから、辞典には常に改訂作業が必要となる。社会や政治の変化によって表現と内容が変化しているにかかわらず同じ訳を掲載すれば、事実と記載にズレが出てくる。その具体的事例が今日市販されている英和辞典全般の姿である。わが国においては、慶応年間の言葉を16世紀以前の英国古語の感覚で和英訳したものを英和逆転させて19世紀末に辞典作成し、それをそのまま、20世紀の現代語として使っている。この英和訳は数層に重なった論理のすり替えの結果で作られていることを認識すべきである。学者が文章を執筆する場合は厳格な正確性が求められるが、authorityとgeneralについては誤差の許容限度を超えている。

イ. ヘボン英和辞典の日本会計研究学会スタディ・グループへの影響

同上スタディ・グループが当時、最新のAICPAの刊行物であるARS7に注目した研究結果は、常識的にわが国の英和辞典に頼ったために内容がデフォルメとなった。結果的にGAAP/SASの重要部分であるgenerallyとauthoritativeを1965年当時から遡って約100年前の『和英語林集成』および『袖珍英和辞典』に準拠して明治時代初頭（1900年以前）であれば使用不可能ではないという程度の翻訳を行ったことになる。

同上スタディ・グループは、わが国における英和辞典を信頼するあまり、辞典が歴史的に抱えている瑕疵に気付くことなく翻訳を進めた。米国人の文章を読むうえで必須であるはずの『ウェブスター辞典』を参照しなかったことも軽率であった。本研究は、原著者Gradyの意図を間違った訳で理解した結果であるから、公表すべきではなかった（著作権に関する疑いについては筆者稿〔竹森, 2019, p.34〕を参照せよ）。

ウ. 統計的品質管理によるヘボン英和辞典の検証

a 統計的品質管理におけるヘボン英和辞典の検証の意義

20,000語を超える語彙をヘボンの個人作業によって収録しているのであるから、現代であれば品質管理的に改良すべき対象範囲を推定することもPIRの一部となる。和英訳はヘボンが英語ネイティブという点から最善の努力が払われていることが考えられ、信頼できると考えられる。すべてが単独作業だったことを考えれば、英和訳では対応する日本語に思慮不足が生じるのはやむをえないことであり、特に再版以降は、後継者に期待するところは大きかったと言える。更に分野による得意・不得意を解決することや十分な信頼性に達するまでの努力が必要である。

『和英語林集成』初版の第2部の英和訳の10,030語を母数として統計的推定を行う（統計上の誤差率は不適切訳と読み替える。便宜的に正規分布を前提とする。筆者注）。

b 1σ の片側領域外における不適切訳の推定

1σ の片側領域外には $10,030 \times (1 - 68\%) \div 2$ より1,600語余に不適切訳が推定され、ヘボンの専門外である社会人文系の用語や概念にミスが存在が推定される（このうち150は 2σ の片側領域外であるからネットで1,450が該当推定数となる）。逆の片側領域にはヘボンの医師としての前歴およびMD（医学博士）の学位を背景とする医学関連用語が含まれるため、わが国初の医学用語英和辞典として現在でも優れた英和訳として通用しているはずである。

c 2σ の片側領域外における不適切訳の推定

2σ の片側領域外には $10,030 \times (1 - 97\%) \div 2$ より150語余に重要度の高い不適切訳が推定される（このうち15は 3σ の片側領域外であるからネットで135が該当推定数となる）。

d 3σ の片側領域外における不適切訳の推定

3σ の片側領域外を考えた場合、 $10,030 \times (1 - 99.7\%) \div 2$ より15語余に社会的に影響の大きい致命的な誤訳のあることが推定される。

e PIRのためのヘボン英和辞典の翻訳に関する統計的推定値の参考データ

ヘボン英和辞典には次の英和訳が誤訳としての存在が推定されるので慎重なPIRが望まれる。

英和総収録語数10,030

1σ 片側領域外 1,600（ネットで $1,600 - 150 = 1,450$ ）・・・慎重な検討を要する

2σ 片側領域外 150（ネットで $150 - 15 = 135$ ）・・・修正を要する

3σ 片側領域外 15 全面的訂正を要する

慶応年間に初版に記載された英和訳は、暫定的であったにしてもauthorityの他にも100を超える修正を要する箇所があり、そのままで放置されていることになる。150年を経ているのであるから 2σ および 3σ の幅は大きめに取る必要もあろう。多方

面で多種多様の指摘が潜在していることが推定される。これまで検討してきた2語が3の該当であるとすれば残り13語は緊急に調査して明らかにすべきことが推定される。

ヘボンから版權の譲渡を受けた者は義務も継承するものであり、統計的品质管理の常識に従って、修正または改訂を行なうことが求められる。

3. 奥野昌綱のヘボンへの貢献と山浦玄嗣の提案

(1) ヘボン助手としての奥野昌綱の貢献と課題

ア. 奥野のヘボン英和辞典および日本語聖書への関わり

奥野はヘボンの信任が厚かったようであり、辞典編纂の作業においては奥野は日本の古書を数十部をヘボンに提供して参考に供している。

奥野は「馬太伝（マタイ伝）」の翻訳に大きく貢献したようである。ヘボンは当初、ギリシャ語聖書を底本として作成された英国「ジェイムズ王欽定訳」の英語聖書をタムソンやバラの助けを借りて日本語で作成した原義（下書きメモ）から漢文翻訳することを考えていたが、プラウンが「普通の人が読めないようでは何の訳にも立たない」と主張したため、口語体とすることになったとされている〔片子澤, 1952, p.38〕。この方針変更によって易しい日本語表記の人材が必要となり、奥野が豊富な文章力を買われて助手であったにもかかわらず、実質的に委員会全体に係ることとなった。

わが国初の聖書は、聖書委員会がメモ的に作成した翻訳原案を奥野が細部の表現を一任されて完成原稿として刊行したことになる。記録で考察する限り、聖書委員会は翻訳が終わった段階でレビューをした形跡はない。聖書委員会メンバーの日本語能力が高くなかったことが伺われる（ヘボンでさえ英和辞典の日本語部分はローマ字であった）。奥野は翻訳の清書にとどまらず、版下も作り、印刷にも関わったため、作業関連で見る限り奥野は単独で日本語聖書を完成させたことになる。

ここから奥野がヘボン館に関与して1年あまりで独学で英語をマスターしていたことが分る。ただし、読みと書きが中心の英語学習だったようであり、会話もある程度は学習していたようである。これは、「馬太伝」第22章にある「カヒサルのはカヒサルに」の節から伺える（「カイゼル」のルビあり〔片子澤同上書, p.11〕）。この当時の外国語学習は福沢諭吉が*Webster*を「ウェブステル」と表記している事実〔福沢, 2010, p.129〕から分かるように発音は文字を追う方法で行われていたようであるが、奥野は、ギリシャ語風の読みを示している。これはヘボン他から回付された聖書の翻訳原案に英語でCaesarと書かれていた部分を誰かに確認して「カイサル」と清書したのであろう。奥野は聖書に登場する人物の読み方をヘボンおよび周辺の宣教師に習ったのであろう。でなければ「馬太伝」は英語読みの「マシウ伝」のはずであった。ヨハネは「ジョン」、ルカは「ルーカス」、マルコは「マーク」だったはずで

あり、パウロは「ポール」であり、ペテロは「ペトリ」であったことになる。（この点は筆者の推察によるものであり、論証が必要である。）

奥野は翻訳の助手作業を通じてキリスト教の知識を得たばかりでなく、ブラウンから洗礼を受けてキリスト教に入信し、その後、わが国初の牧師となった（奥野関連は黒川を引用した楠家重敏の解説〔大塚野百合，1998，p.82～〕および片子澤同上書およびWindwanによる）。

イ．奥野の日本語聖書の清書者としての問題

奥野は日本語聖書翻訳の清書を任せられたため、日本人の誰もが理解できるような文章を完成させた功がある。その完成度は教会の流派に関係なく評価されてきたようであり、今日刊行されている新約聖書「マタイ伝」は細部の表現を別にすればすべて奥野訳である。

当論文の前半において検討したように『ウェブスター辞典』にはauthorityに「権威」の意味はないにもかかわらずわが国の聖書にはイエスが語った言葉としてのauthorityを「権威」としている。奥野は自身が関与したヘボン英和辞典に自信をもって準拠し、authorityを「権威」と訳したことになる。この英和辞典編纂の粗雑さのためにわが国の聖書は米国人が使っていない意味でイエスの言葉を示すことになった。

留意すべきことは、イエスの死後、使徒達がユダヤ人に対してユダヤ教神殿で行なった語部を識字力がある人々が記録し、それを文書化して学問の一環として学習したことである。ここでイエスの言葉には文章化の過程で筆者による作為が入ってくる。文章作成ができるのは当時の社会のトップ層であり、専門ごとの文書スタイルがあり、意識をするしないにかかわらず日頃使い慣れた文章のスタイルでイエスの言葉をまとめたことは十分にあり得る。現在、流通している聖書（新約聖書）に記載されているイエスの言葉は約2000年前のナザレ町にいた識字力ゼロの大工だった青年が語ったにしては言葉が整いすぎている。

(2) ヘボン新約聖書におけるイエスの言葉のデフォルメ

ア．聖書史における日本語聖書の特異性

イエスの死後、後日、使徒と呼ばれることとなった弟子達は伝承者を生み、そのまた伝承者が現れ、約100年間、口伝によって伝承が行われていたことになる。その伝承を聞いた群集の中に高い位にあるか財政的に豊かな文章力を持つ「ヘレニスト・ユダヤ人」（ギリシャ語を母語とするユダヤ人）がおり、この人物がギリシャ語でパピルスに記録して、その書を何人もの人々が書写をくりかえしたことになる。これは聖書の形成に最大の貢献となった。イエスの言葉は、伝承を通じて高い身分の人々にまで広がっていたことを示している。

ギリシャ語聖書（マタイ伝）からヘブライ語版が作成されている。ギリシャ語聖書はローマ帝国に運ばれてラテン語に翻訳され、ローマ帝国全域に普及した。1130年

に英国に持ち込まれたギリシャ語版聖書は英訳され英語版聖書となった。

語部から始まった伝承および書写であるから多少なりとも「イエス様はこういう言い方をしたはずだ」や「イエス様はこういうことは言わなかったはずだ」の思い込みが加わることは避けられないだろう。このような過程が200年続いた後マタイ伝とルカ伝も福音書としてギリシャ語でまとめられ、1380年にその他のイエス・キリストの言行録を含めて現在の内容を持つギリシャ語版新約聖書が作成された。ここから英語版聖書が翻訳された。初の日本語聖書は1837年ギュツラフ（英字不明）によってシンガポールにおいて『約翰（ヨハネ）福音之伝』が作成されている〔赤司，1988，p.348～349〕。

わが国の聖書は、奥野が「権威」という訳により翻訳したため、イエスが述べたとされる教えは、奥野の清書によって儒教意識によるものにデフォルメされることとなった。

イ. 奥野によるイエスの言葉のデフォルメ

奥野が清書段階で「権威」と訳した経緯を検討する。英国においてギリシャ語版からの翻訳者は『ウェブスター辞典』が示すようにauthorityに多くの意味を考えて選んだのであろう。「権威」と特定しなかったと考えてよい。イエスが「権威」を口にしたというのは奥野がauthorityを「権威」と思いこんでいたための意識しない作為であった。わが国におけるキリスト教関係者は聖職者も信者も、約130年に及ぶ翻訳の瑕疵を放置してきたことになる。

新約聖書に記載されていることは全てイエスが述べたものである保証はない。イエスが伝承上の崇高な存在となって以後に聖書が形成された経緯は考慮すべきであろう。伝承されたイエスの言葉から社会の底辺で生活する人々独特の語り方や発想は文章化の作業過程でなかったことにされ、イエスは中層以上の階層から現れた理想化されたほぼ神に近い存在となった。

宗教が国家行事に取り込まれるのは歴史の必然であり、イエスの言葉もこの経過で変質した可能性はある。一般大衆の生活の語りで始まったイエスの言葉がすべての階層に受けられるに従い、パピルス束をくくって単一の書類と区別するために言われた普通名詞が王族および貴族のための聖書となって經典へと変化したことも留意が必要である。

山浦によればイエスは底辺の人であり、イエスの話を聞きに集まった人々もヘブライ語でアナヴ（貧乏人）と言われる人々であった〔山浦，2011，p.69〕。この人々は識字力ゼロであり、社会制度や法律に関する知識はなく、經典による宗教には縁がなかった。

イエス自身がこのアナヴの一人であるから、王族や聖職者が好む用語を口にするのではない。聴衆として集まった人々もこの種の言葉を出すはずはない。したがって、

イエスはいわゆる「山上の垂訓」を聞きにきたナザレ町の人々にナザレ弁がまじるガリラヤ弁のヘブライ語で語り、聴衆もガリラヤ弁のヘブライ語であいずちを打ったり、ヤジを入れたりしていたと考えることは自然である（山浦はローマからのガリラヤ地方の位置関係をわが国の東京からの岩手県と気仙沼市に置いた）。

マタイがイエスについて語っていた内容は、思想を語ったのではなく、またローマ帝国の統治に関して語ったのでもない。「権威」について触れる余地はまったくなかった。

イエスが英語のauthorityで表現される何かを言ったことは確かであろうが、それが日本語で言う「権威」ではなく、別の意味だった可能性は高い。奥野はイエスが言っていないことをわが国に広めてしまい、わが国の「ひよわな葦」現象のために定着した。

ヘボン英和辞典における「権威」の英和訳は編纂段階で他から異論がないために採用されたに過ぎない訳である。この当初のミスを見逃して奥野および弟子となった人々はイエスが「権威」を語ったという日本語聖書の記述に疑問を持つことがないまま、教会内で継承を続けたことになる。会計学界におけると同様に、決まったことには反論せず、むしろ積極的に解釈して取り入れようとする努力が行われていたのであろう。

(3) ヘボン新約聖書における「権威」記述の実態

聖書が広く流通するに従い、キリスト教の信仰がイエスの言葉に沿った生活実践から祈りや集会に参加したり、聖書を解説書によって勉強するという側面が加わった。そのためか、聖書の解説書が多く見られるようになっている。

聖書の解説書は多く出版され、「マタイ伝」については「マタイ福音書^{*}」を一部またはタイトル自体とする解説書が多く見られる。これら書籍に（翻訳を含む）においてヘボン新約聖書「マタイ伝」第7章第29節から第21章第27節に至る中の5箇所で英語版原文に記載されたauthorityを「権威」としているのと同じ記述（奥野による日本語清書）があり、今日にまでキリスト教各派または各種出版社の新約聖書に継承されている（※当論文全体としてはヘボン新約聖書「馬太傳」を受けて「マタイ伝」としている）。

わが国ではキリスト教社会は米国人と接触が多く、米国人が『ウェブスター辞典』を使用している様子を見ているはずであるから『ウェブスター辞典』でauthorityを調べる機会があるにかかわらず、ヘボン新約聖書の刊行以来皆がauthorityの英和訳は「権威」であると認めていたことになる。

以下、横浜市立中央図書館の開架式書架から厚さの順に3冊の「マタイの福音書」解説書を選び、奥野による翻訳清書が130年間余継承されている状況を考察する（「権威」は筆者便宜によりゴチ体。原著者英語表記は各書奥付による。訳者アイウエオ順で記載）。

ア. 大宮謙にみる奥野翻訳案の継承

大宮謙は2010年にデイヴィッド・ヒル著『マタイによる福音書』を翻訳し、該当箇所を次のように記述している（ゴチ体同上）。

a 「マタイ伝」第7章第29節における「権威」の記述

彼らの法律学者のようにではなく、権威あるものとして：マルコの「律法学者」は、マタイによって「彼らの律法学者」に変更されている。（中略）任職を受けラビがラビとしての権威を前面に出して新しい決定事項を広めるといったことは、ガリラヤではあまり耳にされることがなく、したがって、人々は、この類の権威的な教えを聞いて驚いたのだらうと提案する [大宮, 2010, p.185]。

b 「マタイ伝」第8章第9節における「権威」の記述

わたしも権威の下にあるものです：古シリア語訳は「権威を持つ者」であり（元来のアラム語「権威がその方にある者」の正しい翻訳を保持しているかもしれないが）、そうであれば百人隊長の答えにまったく同義の言葉が並んでいることになろう。しかしながら、今ある形では、ギリシャ語は、「わたしは指揮にある者であるけれども、わたしの言葉によって、物事に影響を与えることができる」と、十分に解釈しうる [大宮同上書, p.190]。

イ. 塚本恵にみる奥野翻訳案の継承

塚本恵は翻訳1996年にD. R. A. ヘア著『現代聖書注解 マタイによる福音書』を翻訳し該当箇所を次のように記述している（ゴチ体同上）。

すなわちイエスは、通常なら触れることによっていやされたり（八・三、一五）、あるいは患者に直接権威ある言葉をなげかけることによっていやされる（例えば、九・六）のに対して（以後、略）。

イエスは、その力と権威とによって、排除されていた人々が包含されるに至るようなメシアだからである [塚本, 1996, p.168]。

ウ. 山口昇にみる奥野翻訳案の継承

山口昇は2011年にR・T・フランス著『マタイの福音書 ティンダル聖書注解』を翻訳し、該当箇所を次のように記述している（ゴチ体同上）。

このようにして、権威を持っておられるイエスの独特さをいやが上にも強調している。

イエスの権威は人々とその運命だけでなく、病気、自然現象、霊的な力にも及んでいる。

イエスの答えは（中略）、ラビの議論の方法を実際に用いている。そしてこれは、問題とは関係のない「賢い」ごまかしの質問ではなかった。というのは、イエスの権威は「ヨハネ」の権威と密接な関係があったからである

(21・23-27) [山口, 2011, p.195]。

エ. 3訳書に見る奥野翻訳案の継承と課題

a 大宮「マタイ伝」における「権威」の使用

以上, みられるように, 各訳者が共通して英語版聖書にauthorityが記載されたと
思われる箇所を「権威」としている。大宮訳においては, 第7章第29節において自身
を法律学者と対比してイエス自身が権威あるものとしている。

「今ある形では, ギリシャ語は」で始まるフレーズでは根本的に「権威」とするこ
とを否定しているのであり, 貴重な見解である。ギリシャ語から英語翻訳する際に瑕
疵があった可能性を感じさせる。

b 塚本「マタイ伝」における「権威」の使用

塚本には当初からイエスの神格性を出したい気持ちを感じさせる。塚本によればイ
エスには, 権威があることになる。抑圧の立場をイエスは否定しているのであり, イ
エスが自分の語りを聞きにきた人々を包むように接しているのであるから, 権威を考
えながら話をしたことはあり得ない。

c 山口「マタイ伝」における「権威」の使用

山口の訳ではイエスもイエスの言葉を語り部したヨハネも権威があることになって
いる。

ガリラヤ地方のナザレの人であるイエスとヨハネがローマ帝国の官僚や聖職者や兵
士のような権威を持つように記載されているが, これは絶対にありえない。あきらか
な誤訳である。authorityが持っている別の意味を探すべきであった。

d 大宮訳におけるDavid Hill説の意義

大宮はHill著における「今ある形では, ギリシャ語は(中略)十分に解釈しうる」
で始まる文節が奥野訳(ヘボン新約聖書, この略語は後述)とまるで違うことに関心
を持つことが望まれた。日本語聖書はすべてが西洋言語版の聖書の翻訳であるから,
原典や翻訳者が変わることによってイエスの言葉が変わることは聖書研究者として注
目しているはずである。

原典が英語版であったとすればauthorityが該当することになり, まず『ウェブス
ター辞典』を照合すべきである。また, 翻訳権を得た翻訳であるからHillにイエスは
何を伝えようとしたかったと考えているかを質問することは礼儀でもあったが大宮は
この種の記述を示していない。

大宮は130年間継承されてきた奥野翻訳案に対して新しい新約聖書を開拓する機会
に直面していたが, もし実現していればわが国の聖書史および英語教育史における変
革をもたらしたはずであった。

(4) 新約聖書「マタイ伝」4例における「権威」の記載の検証

ア. ヘボン新約聖書「マタイ伝」における「権威」の記載

ヘボンが委員長となって実現した日本語聖書を「ヘボン新約聖書」とすれば、関連する記載箇所は次のとおりである。(章節番号は原著に従っている。「権威」はゴチ体で示す。一部「けんい」で記述されている。不自然さを感じさせる部分は下線を付している。筆者注)

- a いかにとなれば学者のごときにあらずして、権威をもてるもの、ごときかれらををしへたまへり。(第七章二九, 片子澤同上書, 1952, p.68)
- b それわれは権威の下にあるものなり、わがしたにもまたつはものあり、これに「ゆけ」といへばゆき、かれに「きたれ」といへばきたるわがしもべに「これをせよ」といへばなす。』(第八章九, 同上書, p.69)
- c 耶蘇殿にいりてをしゆるとき、祭司のをさたち、および民の長老などきたりていひけるは『なにの権威をもてこのことをするや、たれがこのけんいを汝にあたへたるか』(第二十一章二三, 同上書, p.113)
- d 耶蘇こたえてかれらにいひけるは『われも一言汝らにとはん、われにそのことをつぐるならば、われもなにのけんいをもつてこれをなすといふことを汝らにいはん。(第二十一章二四, 同上書, p.113)
- e すなはち耶蘇にこたへて『しらず』といへり。耶蘇かれらにいひけるは『われもなにの権威をもつてこれをなすを汝らにかたらず、(第二十一章二七, 同上書, p.114)

イ. 最近の日本語聖書「マタイ伝」における「権威」の記載

最近の新約聖書では上記に相当するは次のように記述されている(文末のカッコ内は原著に従った章節である)[共同訳聖書実行委員会, 1987]。

- f 彼らの律法学者のようにではなく、権威ある者としてお教えになったかたからである。(7-29)
- g わたしも権威の下にある者ですが、わたしの下には兵隊がおり、一人に『行け』と言えば行きますし、他の一人に『来い』と言えば来ます。また、部下に『これをしろ』と言えばそのとおりにします。(8-9)
- h イエスが神殿の境内に入って教えておられると、祭祀長や民の長老たちが近寄って来て言った。「何の権威でこのようなことをしているのか。だれがその権威を与えたのか。(21-23)
- i イエスはお答えになった。「では、わたしも一つ尋ねる。それに答えるなら、わたしも。何の権威でこのようなことをするのか、あなたたちに言おう。(21-24)
- j そこで、彼らはイエスに、「分からない」と答えた。すると、イエスも言われた。「それなら、何の権威でこのようなことをするのか、わたしも言うまい。」(21-27)

ウ. 1611年版の英語版聖書における「authoritie」の記載

上記マタイ伝に相当する英文は、1611年版の英語版聖書では次のとおりである。原典がフランス語版であった可能性が示唆されているが確定ではない。ヘボン他が日本語版聖書の作業に当たって原典としたのはギリシャ語版の聖書であるから、ヘボン他はギリシャ語版聖書を英語で翻訳して、そこから更に日本語翻訳したメモを奥野に回して作業を進めたことになる。(authoritieをゴチ体としたのは筆者の便宜。章節番号は原著による。筆者注)

k For he taught them as one hauing **authoritie**, and not as the Scribes. (VII-29)

l For I am a man vnder **authoritie**, hauing souldiers vnder me:and I say to this man, Goe, and he goeth:and to another, Come, and he commeth: and to my seruant, Doe this, and he doth it. (VIII-9)

m And when he was come into the temple, the chiefe Priests and the Elders of the people come vnto him as he was teaching, and said, By what **authoritie** doest thou these things? And who gaue thee this **authoritie**? (XXI-23)

n And Iesus answered, and said vnto them, I also will aske you one thing, which if ye tell me, I in like wise will tell you by what **authoritie** I doe these things. (XXI-24)

o And they answered Iesus, and said, We cannot tell. And he said vnto them, Neither tell I you by what **authoritie** I doe these things. (XXI-27)

エ. 最近の英語版聖書における「authority」の記載

最近出版された英語版の新約聖書では、上記に相当する部分の記述は次のとおりである(文末のカッコにおいて章と節番号を示した。ゴチ体記述は同上のとおり筆者。コンマを引用符内に記述する以外は原著に従っている。筆者注)[共同訳聖書実行委員, 2016]。

p And when Jesus finished these sayings, the crowds were astonished at is teaching. 29 for he was teaching them as one who had **authority**, and not as their scribes. (7-28)

q For I too am a man under **authority**, with soldiers under me. And I say to one, 'Go,' and he goes, and to another, 'Come,' and he comes, and to my servant, 'Doe this,' and he does it." (8-9: 8の引用符に対応する開の引用符は8-8において記載されている。)

r And when he entered the temple, the chief priests and the elders

of the people came up to him as he was teaching, and said, “By what **authority** are you doing these things, and who gave you this **authority**?” (21-23)

s Jesus answered them, “I also will ask you one question, and if you tell me the answer, then I also will tell you by what **authority** I do these things. (21-24)

t So they answered Jesus, “We do not know.” And he said to them, “Neither will I tell you by what **authority** I do these things.” (21-27: 〃の引用符は筆者追加。)

オ. authorityを「権威」とした誤訳の源流

130年間にわたってauthorityを「権威」とした誤訳の源流は、以上に見られるようにヘボン英和辞典であり、また同助手として翻訳の清書作業をした奥野である。ヘボンが同上書の初版において持て余していた「ken」を「権威」と助言し、再版において確定したことは奥野に負うところが大きい。

しかし、奥野は幼少から中国古典に精通して昌平坂学問所へ通学したことに見られるように学問上の基礎は仏典および四書五経であり、政治および社会構造に関する感覚は江戸時代から学んでいた朱子学である。これに明治政府によって進められた国家政策としての日本流の儒教思想が加わっていたと見ることができる。奥野は当時の知識人と同じく、政府の都合によって本来の趣旨を変えられた儒教思想を基礎としており [竹内, 2014, p.375], その結果がauthority = 「権威」であると考えられる。

奥野は英語およびキリスト教は知識として完璧に理解していても、米国社会および政治についての知識はなかった。また孔子も朱子も「権威」を論じていないから「権威」は儒教思想の本流によるものではない。むしろ、明治時代早々に同上の儒教思想と江戸時代の身分制度を借用しながら構築された日本流近代国家の用語であろう。朱子が述べた「道德仁義」が元来の意味 [竹内同上書, p.332] の跡形もないほど日本化されて伝承された例に見られるように、わが国の流れは社会生活の基本をあえて権威に絶対服従することとされていたのであろう。この趨勢は英和辞典記載によって急速に大衆に普及し、学校教育における英語の授業を通じて、「authority = 権威」および「権威 = authority」という考えが広まって固定化されていったと考えられる。

奥野がヘボン英和辞典再版において『ウェブスター辞典』を始めとする米国情報源が皆無の中でauthorityは「政府」であるから「権威」でもある、としたようであり、その他の訳として「官吏、権丙」も追加されたことになる。他の弟子が異論を唱えたとしても、奥野の豊富な儒教知識と信念に基づく論法には到底かなわなかったはずである。斉藤がタムソンの見解を取り入れてauthorityには「権威」の意味がないとする英和辞典を刊行してもそれに動じることはなかったようである。

(5) 山浦玄嗣の「ケセン語」とギリシャ語解釈によるイエスの言葉

ア. 山浦玄嗣による「ケセン語」によるアナヴ・イエスの考察

既述のようにイエスはローマ帝国の辺境に位置するガリラヤ地方の更に奥にあるナザレ町のアナヴの一人である。その若い元大工と集まった人々が専門用語を使って問答を行ったとすることや官僚機構を知る人の言葉で語るとは不自然であった。また本章第3節エで指摘したように奥野が記述したイエスが儒教思想を根底とする考えを述べた翻訳は著しく不適正であった。この最終的責任は委員長であるヘボンにあり、参加した宣教師達も版下から得られたゲラ刷りを精査しなかったことになり、米国における職業としての宣教師のありかたに疑問が感じられる。

イ. 山浦玄嗣による「マタイ福音書」

「マタイ伝」においてイエスが述べたとされる奥野の翻訳部分を山浦訳「マタイ福音書」(2002)によって検討する。本訳書はアナヴの立場から翻訳した例である。山浦は、イエスが岩手県において語ったとして本訳書を示している。山浦がギリシャ語による解釈も行って岩手県の気仙沼弁を「ケセン語」として翻訳した。この試みは筆者の主張を証明する。(漢字部のルビは山浦による「ケセン語」発音を示す。文章中の「す」は数字の4に9を乗せた「ケセン語」部分を示す。枠囲みは、本章第4節a～eにおいて奥野が「権威」としていた部分を示す。[章節番号は山浦訳著による。筆者注][山浦, 2002]。

- u ヤソァこうやど語り終わつたれば、聞いてだ者ァ皆その教えに^{たまげ}大魂消だ。
^{おきてかたり}律法学者ァど見だような語り方でなくて^{力のある教えよう}だった。(728)
- v この俺も^{大将}の下さ居る者でごあすが、俺ァ下にも兵隊が居で、一人さ『行け!』って語れば行きァす、他の者さ『来か!』って語れば来るんでござるす。又、俺ァ、部下に『てれすうー』って語ればその通りにするんでござるます。(89)
- w ヤソァ、^{おみや}神殿さ入って、教えでやつたれば、祭司の^{かすらっど きもいりあど}長老だの肝煎等ァ近寄ってきて、語った。「^{そなた}其方ァ何の^{資格}あつてこんな事ォすてれ? 誰ァその^{資格}ウ其方ァさ呉だれ?」(2123)
- x ヤソァ、答ァやった。「^{ひとし}んだら俺も一聞ぐベァ。それさ答ァだら、俺も何の^{資格}ァあつてこんな事ォすんのが、^{そんだァど}其方等さ語んベァ。(2124)
- y そんでこの者等ァヤソァ^{もつ}許ざ、「^{わが}和んねァ」って語った。そうすたれば、ヤソも語りやった。「^{資格}んだら、何の^{資格}ァあつてこんな事ォすんのが、俺も語んねァ事すんベァ。」(2127)

ウ. 山浦訳と奥野訳の検討

以上のように、奥野清書によったヘボン新約聖書(ヘボン=奥野とする)において authority を一律に「権威」とした箇所を、「力のある教えよう」(728), 「大将」(89),

「資格」(2123, 2124, 2127) と訳している。同じイエスの言葉であるが、「ケセン語」による文章のほうがヘボン＝奥野の「権威」を使った文章よりも理解できる。authorityの意味を自動翻訳のように「権威」としたヘボン＝奥野の翻訳よりも、山浦がギリシャ語による意味を考えてauthorityの意味を適宜に使い分けて翻訳していることが功を奏している。イエスが洗練された標準語でなく「ケセン語」で語っているからであろうが、今にも姿を現すのではないかと思わせるほどの臨場感を感じさせる。

ヘボン＝奥野の翻訳にはauthorityを「権威」と思いこんだための不自然さがあり、日本語新約聖書「マタイ伝」にはイエスが語ったのではないメッセージが記載されている可能性が高い。「山上の垂訓」の文章において感じられる感覚的ずれも、聖書の内容によるものでなく、ヘボン＝奥野の翻訳によるものである。同上8つの垂訓には「権威」がないので当稿では省略する(図表1を参照せよ。本表は山浦(2011)がギリシャ語によって解釈した同上垂訓のまとめでもある)。

謝辞 2020年2月11日、青森県図書館参考専用案内の皆さまには、山浦の著書を紹介いただくという労をとっていただきました。厚く御礼申し上げます。

図表1 「マタイ伝」の「山上の垂訓」についてのヘボン訳と山浦訳との比較

番号	章・節	ヘボン＝奥野訳	出所頁	山浦訳・解釈	出所頁	ギリシャ語の意味	出所頁
1	5・3	心のまづしきものにハさいわひあり	九	頼りなく臨みなく心細い人々は幸いである。	51	ブネウマ、風、息吹、呼吸、生命、心、靈魂(同時に使う)	52
2	5・4	かなしむものにさいわひあり。	九	野辺の葬送に泣いている人々は幸いである。	63	ペントウンテス、悼んでる(ペンテオー)人々	65
3	5・5	柔和なるものハさいわひあり。	九	意気地なしの甲斐性なしの人々は幸いである。	70	ブラウス、貧乏人の意味(ヘブライ語はアナヴ)	69
4	5・6	義を志さふものハさいわひあり。	十	優しさを下さいと飢えるごとく、渇くがごとくに求めて得られずにいる人々は幸せなのだ。	77	ディカイオスニュー、義、正義、公正、神様のみで行う(ヘブライ語はダーカー)	76
5	5・8	心の清潔(きよき)ものハさいわいなり。	十	かたじけなくも神様にお目通りかなう人々は幸いである。	91	カタロスな人は幸せだ、ユダヤ教では「穢れていない」	87
6	5・10	ただしきことのためにせめらるる人ハ福(さかえ)あり。	十	施しをくれとせめられる人々は幸いである。	92	ブネウマ、風、息吹、呼吸、生命、心、靈魂(同時に使う)	102
—	—	さいわいあり	九・十	神様の懐にしっかりと抱かれるのは、この人々だ	53	マカリオス、幸福な意味2つのものを合わせる	60

注

1. 番号は、便宜的な番号である。
2. ヘボン＝奥野訳は、『新約聖書馬太伝』(1877年、奥野昌綱の自筆清書原稿による和綴じ版の1996年復刻版)による。
3. 山浦関連は、山浦玄嗣『イエスの言葉 ケセン語』による。

4. 結論

(1) ARS7において示されたGAAP/SASの翻訳

1965年の日本会計研究学会スタディ・グループ(早稲田大学グループ)以来、わ

が国においてGAAP/SASは「実質的な権威の支持による」、「一般に（公正妥当と）認められた会計原則」と訳してきた。この翻訳は次の理由によってGradyがARS7において示した意図を伝えていない。

ア. authoritative supportは「(引用の) 論拠に基づく」である。

SASは「確定的な論拠に基づく」である。社会ルール形成に当たって論拠によって作られた総意を前提とすることである。ここからGAAPが導かれる。公権力（政府または同種機関）の支持によるという意味はない。『ウェブスター辞典』にauthoritativeを「権威の」または公権力関連とする意味はない。

イ. generally accepted は「全体的に受け入れた」である。したがってGAAPは「全体として受け入れた会計原則」である。上掲SASと共にGAAP/SASが一体であり、「確定的な論拠に基づく」、「全体として受け入れた会計原則」が本来理解すべき文章であった（generallyを「全体的に」と訳す米国人の文化的背景は筆者稿〔竹森, 2018b, 注11, pp.19-20〕を参照せよ）。『ウェブスター辞典』にgenerallyを「一般に」とする記載はない。

(2) GAAP/SASの理解におけるヘボン英和辞典の功罪

Werntzが委員長として提言し、Gradyがその全文を引用したGAAP/SAS（“Generally accepted accounting principles” are those principles which have substantial authoritative support.）を正しく翻訳することによりWerntzおよびGradyの真意を理解できるが、ヘボン英和辞典を使用することによって、わが国に『ウェブスター辞典』と異なる訳がauthorityとgeneralについて定着していたため、誤訳が誘導された。

ア. authoritative は「権威の」でなく、authorityは「権威」でない

この原因は、明治時代初頭にヘボンの辞典再版の助手を務めた奥野が「ken」を冒頭に持つ語を探してauthorityが「権威」であるという英和訳を進言したことにある。この訳から形容詞のauthoritativeは「権威の」の意味となった。

イ. generallyは「一般に」でなく、generalは「一般の」でない

この原因は、明治時代初頭に斉藤重治が『袖珍英和辞典』の編纂の際、14～15世紀の英国王室での会話を想定して作成された演劇脚本から generalが「一般の」であるという英和訳を作ってそれを（明治初頭の）現代語として記載したためである。副詞のgenerallyは「一般に」の意味となった。

両語の訳は、慶応年間または明治時代初期の利用を目的として急ごしらえで作成された辞典編纂を原因とする。ヘボンも奥野他の日本人助手も100年を越えて利用されることは考えていなかった。ヘボンが医師として家族と自身の健康状態が勝れたものではないことは分かっていたはずであるから、いつかは帰国し辞典の改訂に関われなくなることは予見していたであろう。質を二次的として作り上げることを優先した英

和辞典であるから、ヘボンが遺した改版の要望には必然性があった。

(3) 辞典刊行業者の後進性による影響

ヘボンは『改訂・増補・英和英辞典』第3版の刊行後、直ちに第4版に向けて作業を開始すべきであった。教育の観点からも、自身が総裁となった明治学院および、妻Claraの友人達が設立したフェリス女学院や横浜共立学園をはじめとする学校の多くにおいて、より良質の英和辞典が教育の現場から求められていたであろう。米国人が開いた学校では英和辞典は必需品であるから、辞典の質の向上が望まれたはずである。

辞典改訂の方法論は暗中模索であったろうが、行なわなかったことが正当化されるわけではない。PIRの相談相手には福沢諭吉等の米国経験者、夏目漱石等の英国経験者または英語ネイティブの英国人または米国人等の相談する人材は豊富だったはずである。しかし刊行業者は、出版事業者としての責任を疎かにしたことになる。業者自らが『ウェブスター辞典』との食い違いや、ヘボンの出身地特有の方言と米国長老派教会独特の意味が混じっている可能性はあるからリスク要素は多く、点検が必要だった。

版権の譲渡を受けた同上業者は根本的改版という責任を実行することがないまま出版を続けた。150年間の無修正となると、後戻りが実質的に不可能となる。

その被害の最たる例として1966年の日本会計研究学会スタディ・グループ報告がある。同スタディ・グループの先生方はわが国の英和辞典が信頼できるものと思ひ込み、(1965～1966年時点で)約100年前に暫定で記載された英和辞典の訳を頼りにGAAP/SASを訳し、その結果、内容をデフォルメ理解した。その影響は学会全体、監査を含む実務界、行政に広く影響を及ぼした。この折れ曲がった軌道を修正することは難事業であり、終息には百年を要するだろう。

(4) 最終的まとめとしてのWerntz特別委員会報告の翻訳

1964年のAICPA特別委員会(Werntz委員長)報告の項目1のGAAP/SASは『ウェブスター辞典』準拠によって次のようになる。

「全体として受け入れられる会計原則」は、確定的な論拠に基づく会計原則である。

5. エピローグ —不適正訳の継承における「トッピング」

本章は、故佐藤倫正¹⁴の最後の指導への回答である。

当研究は、佐藤の勧めにより始まり、研究指導を受けつつ進んできた。佐藤の直近(最後)の指導は「authorityとgeneralの訳が150年間、誤訳にかかわらず使われてきたのは何故か」であった(2015年、日本会計研究学会77回大会後)。この指導によってわが国においては「ひよわな草」となった訳を日本社会の構成要素として取り入れ

るための触媒作用とも言える現象があることを発見した。これを仮称として「トッピング文化」とする。

わが国での英語の効能がトッピング性を高めることにあったためか、学会長経験者であっても留学先で研究指導を受けた教授の大半がOSU会計殿堂入りしなかった。どちらが鶏と卵の関係かは不明であっても、わが国には、米国最高度のランキングの教授を必要としないという暗黙の前提があるのだろうか。

新井清光は、当時、有数の英語力の持ち主とされていた。それにもかかわらず、スタディ・グループの研究において、ARS7の核心であったGAAP/SASを「権威の支持による」「一般に認められた会計原則」と訳した。研究成果は『会計原則の研究』の書名により刊行された。この影響もあってか、会計原則は国の機関が制定するという既定方針を学会レベルで理論補強したことは確かである。ARS7の研究は1949年経済安定本部企業会計制度対策調査会中間（以下、安本）報告を事後的に肯定し、「トッピング文化」を発揮した。

中島省吾は1953年に『会社会計基準序説』（以後『序説』）を翻訳刊行した業績を持つ。authorityの誤訳のために誤った会計原則の形成過程をわが国に紹介したが、Carman Blough, George May, Stephan Gilman等を引用しつつ、国による制定への説明や解説として有用であった。中島同上訳書は、Paton=Littletonの意図を伝えるには不備があったが、わが国の会計学に彩を添えるトッピングとして有効であった。

佐藤倫正はわが国会計学会随一の英語秀才であり、フルブライト留学生としてワシントン大学で若手研究者養成プログラムによって研究指導を受けた。その佐藤にあってはわが国で通用している英語が『ウェブスター辞典』と不一致であることは念頭になかったようである。筆者が2013年7月に指摘するまで、佐藤にとってgeneralは「一般の」であり、authorityは「権威」であった。従って、authoritative supportが「権威の支持」であることに疑問はなかったようであった。佐藤というAnthony翻訳者¹⁵が異議を唱えないことはわが国の会計学が全体的に「黙示の承認」を得ていたことであり、佐藤が安本報告を支持したことに通じる。

佐藤は筆者が『ウェブスター辞典』の該当ページによってauthorityとgeneralを示すと直ちに了解した。真の英語力はこういうものであることを認識させられた。わが国は鎖国（英語鎖国）であるから、帰国すると英語能力が不問という環境に染まってしまうのであろうか。

わが国では国際的に通用しない英語秀才が量産されているのが現実である。従って、佐藤は部分的にはあるがAnthonyの見解をデフォルメ理解していた疑いがある¹⁶。わが国においては日本語だけで就職も交友も可能である。誤訳によるデフォルメ文化があっても、「皆で渡れば怖くない」楽園ではあるが『ウェブスター辞典』を手に正

しい英語が国際交流の基本であることを知ることは必要であろう¹⁷。

当エピローグの詳細は備忘記録として注に記した¹⁸。

当稿は、日本会計研究学会第78回大会における自由論題報告（2019年9月8日、司会、志賀理）に加筆訂正したものである。

注

タイトル見出し

- 1 Edwin Reischauerによる「ひよわな葦」
- 2 誤訳されている会計用語の例
- 3 『ウェブスター辞典』（1856; 2003年版）におけるauthorityとgeneral
- 4 中島省吾に見る誤訳と時代の影響
- 5 誤訳によって得たデフォルメが正論となっている例
- 6 Hepburnとせず「ヘボン」と記述する理由
- 7 ヘボン英和辞典から進展したわが国外国語辞典
- 8 吉村昭による「生麦事件」の概要
- 9 奥野昌綱の『和英語林集成』と日本語聖書への関わり
- 10 authorityが権威であることへの疑問
- 11 『ウェブスター辞典』におけるauthorityと福沢による「権威」の観察
- 12 聖書翻訳に専念したヘボンの影響
- 13 米国長老派教会宣教師David Thompson
- 14 佐藤倫正を悼む
- 15 佐藤倫正におけるエンティティとpublic opinionの視点
- 16 佐藤倫正におけるRobert Anthonyの誤訳例
- 17 米国人宣教師Kisiに日本国憲法第9条を説得する
- 18 「ひよわな葦」の定着を促進する「トッピング」

- 1 Edwin Reischauerによる「ひよわな葦」

国弘正雄訳、エドウィン・O・ライシャワー著『ザ・ジャパニーズ』第三書館。本書において示された日本人が外国文化を輸入する際に行う性癖の紹介と1960年代のわが国の会計学者が「ひよわな葦」を実行した件に関する検討は、筆者稿〔竹森, 2015, p.10-13〕による。

- 2 誤訳されている会計用語の例

「公正価値」(fair value)はわが国において共有されている概念であるが、同上辞典によればfairに「公正」の意味はない。

監査論では「公認会計士の独立」(Independence of Certified Public Accountants)と言われるが、Independenceを「独立」とすることは、米国で使われているIndependenceを誤って伝えることになる。筆者は2017年から毎年1回、日本公認会計士協会がIndependence in appearanceを「外観的独立性」とすることは国際会計士連盟が述べている内容からはデフォルメであり、訂正または同記述の削除を進言しているが回答はない。

3 『ウェブスター辞典』（1856年版および2003年版）におけるauthorityとgeneral

『ウェブスター辞典』1856年版および1871年版におけるauthorityとgeneralは、次のように示されている[Webster, 1856, p.84]（1856年版と1871年版は、それぞれ手作業による改版の痕跡が見受けられるが、記載されている内容とページは同じである）。

A *Webster's dictionary of the English language, exhibiting the origin, orthography, pronunciation, and definitions of words*, sixth edition, 1856.

AUTHORITATIVE (p.84L)

1. Having the authority.
2. Having or air of authority: positive; peremptory.

AUTHORITY (p.84L)

1. Legal power or right to command or to act; power; rule; sway
2. The power derived from opinion, respect or esteem; influence of character of office; credit.
3. Testimony; witness; or the person who testifies.
4. Weight of testimony; credibility
5. Weight of character; respectability; dignity
6. Warrant; order; permission.
7. Precedents; decisions of a court; official declarations; respectable opinions and sayings; also the books that contain them.
8. Government; the person or the body exercising power or command. --- SYN Power; sway; rule; force; ascendancy; control; influence.

B *Merriam-Webster's Collegiate Dictionary*, eleventh edition

authoritative *adj* 1a: having or proceeding from authority; OFFICIAL <~ church doctrines> b: showing evident authority: DEFINITIVE <a most~literacy critique> 2: DICTATORIAL'

authority *n* 1a (1): a citation (as from a book or file) used in defense or support (2): the source from which the citation is drawn b (1): a conclusive statement or set of statements (as an official decision of a court) (2): a decision taken as a precedent (3): TESTIMONY c: an individual cited or appealed to as an expert 2a: power to influence or command thought, opinion, or behavior b: freedom granted by one in authority: RIGHT 3a: persons in command; specif: GOVERNMENT b: a governmental agency or corporation to administer a revenue-producing public enterprise <the transit ~> 4a: GROUNDS, WARRANT <had excellent ~ for believing the claim> b: convincing force <lent ~ to the performance>

syn see INFLUENCE, POWER p.83

4 中島省吾に見る誤訳と時代の影響

A わが国のキリスト教信者における「権威」観

わが国においてヘボンから直接の教育を受けて洗礼を受けた信者の中でも「政府＝権威」感から、国家が最高の存在であったことが実感される。わが国におけるキリスト教信者が戦争自体に傍観または不介入であったことに通じる何かが伺える。

B authorityを「威圧」とする誤訳と「Bryne」の表記

中島省吾がこの例外でなかったことは、キリスト教信者であっても国家による宣伝が心に深く根付くことを中島の訳書に見出すことができる。中島はG. Bryne*が「会計実務は威圧または法令による」(authority or regulation)との見解であることを述べている。この部分の原文を『ウェブス

ター辞典』に準拠して訳せば「実例の参照または法令による」である。中島は権威以上の「威圧」とした。（※中島の記述による。実際はGilbert Byrne。筆者は「Byrne」の論文を閲覧するために横浜国立大学付属図書館に閲覧申し込みを行ったところ、回答として「「Byrne」という著者による論文はない。念のため、同一の月のものを近辺の前後年について調べたが見当たらない。「Byrne」という著者のものは発見している。この論文の閲覧は希望するか。」という返答を得た。筆者稿〔竹森, 2019, p31〕を参照せよ。）

中島が引用したByrneは1930年代後半におけるprinciples論争やgenerally accepted論争において「そうではない」という見解を持ついわば悪役としてS. GilmanやG.O.MayやH.C.Greerと比較するために引用された論者であり、所属機関や職業は不明である。ことさらに取り立てる存在ではない。

C 中島省吾にみる社会意識の呪縛

中島は、米国留学中に米国が世界の盟主となっていた1940年代後半において、圧倒的な文化力、目を見張る経済力、自信に溢れて、しかも親切な米国人や所属する教会の集まりから実体験として多くを学んだはずであった。しかし、中島は戦時の教育の呪縛から抜け出すことはなかったようであり、「威圧」によって会計実務を決定すると記述することになる。中島本人も周囲も、論文著者名のスペルとauthorityの誤訳という2つのミスに生涯、気付かなかった。また、中島から大学院教育を受けた人々もこの重大なミスを放置して、継承したことになる。

5 誤訳によって得たデフォルメが正論となっている例

A 桜井久勝によるGAAP/SASの理解

デフォルメが正論として行き渡っている例を次に示す（検討対象は、桜井久勝（2014）『財務会計講義』中央経済社刊、筆者稿を引用〔竹森, 2018a, p.12〕）。

（会計基準は、）公正妥当なものとして社会的な承認を受けているという意味で「一般に認められた企業会計の基準」ともよばれている〔桜井同上書p.48-49〕、と述べている。

筆者は、ここに示されている財務会計の基本となっている表現に疑問を持っている。上記の桜井の記述では、「一般に認められた会計の基準」はGAAPであり、generally accepted accounting principlesであるとされている。しかし、『ウェブスター辞典』を参照するとgenerally に「一般に」の意味はなく、またacceptedに「認められた」の意味はない。

これに加えてGAAPの前提とされていたSASのauthoritativeに「権威の」の意味はないから、わが国の財務会計はGAAPとその前提を一体としてデフォルメ解釈していたことになる。学会全体におけるGAAP関連の誤訳・デフォルメに関しては筆者稿〔竹森, 2018b, p.4-18〕を参照せよ。

B FASBの新基準設定に関するauthoritativeの働き

FASBにおける新基準の設定は、5つの段階から行なわれるとしている。このうち、最もauthoritativeまたはauthority関連の用語が使われるのは第2段階であり、次のように記載されている（最後の文章を除き、ピリオドは付けられていない。番号および太文字は日本文との対応を示すための筆者追加、筆者注）。

Key steps in the development of financial accounting standards setting included:

(One blank line, author's note)

- Promotion by the American Institute of [Certified Public] Accountants and the New York Stock Exchange of financial statements based on “accepted principles of accounting” [1.1 The FASB and General Purpose External Financial and Reporting by Storey, in Carmichael, 1991, p.4-5]

- **Authorization**¹ of a part-time committee to speak for the Institute on accounting principles by issuing **authoritative**² pronouncements intended to provide the “substantial authoritative **support**³ for accounting procedures required by the Securities and Exchange Commission [Storey and Storey, 1998, page iii of Preface]

（この文は Storey稿の第1章「財務会計概念と基準のフレームワーク」として Carmichael編著の『会計人ハンドブック』第I部に掲載 [Carmichael, 1991, pp.1-2～1-97] されている、との欄外注がある。筆者注）

B-1 私案の訳（authorityを「出典」他、多様な意味で訳す）

暫定委員会を開催¹し、当該会計原則に関するAICPAの利害に関して意見を述べる。本委員会は、出典を明示²しつつ見解を述べ、証券取引委員会が会計手続きについて求める「確定的な論拠となるもの³」を提示する

B-2 一般の訳（伝統的にauthorityを「権威」の意味で訳す）

暫定委員会を権威付け¹し、当該会計原則に関するAICPAの利害に関して意見を述べる。本委員会は、権威ある²見解を述べ、証券取引委員会が会計手続きについて求める「実質的な権威の基礎³」を提示する（なじみのある言葉が並ぶので、なんとなく分ったような気持ちになるが、この文章では意味不明となってFASBの意図を曲解する、筆者注）

6 Hepburnとせず「ヘボン」と記述する理由

ヘボンは正式にはジェームス・カーチス・ヘボンJames Curtis Hepburnであるが、わが国では一般にヘボンと呼ばれ、ヘボン自らも『和英語林集成』には著者名を「平文」としている（・・・中略・・・）ヘボン研究者は「ヘボンと呼んだ方が理解しやすい」と記している [高谷, 1990, p.3]。

7 ヘボン英和辞典から進展したわが国外国語辞典

A ヘボン英和辞典以前の英和辞典関連情報

正確には初の外国語辞典は、イエズス会神父の作成といわれる『日葡辞典』（1600年初頭、手書きの和綴じ製本）である。堀達之助著『袖珍辞書』初版（1802年）および同再版の『英和袖珍辞書』（1866年, 1880年, 1867年）も存在したことが知られている [高谷, 1989, p.235]。『文久三年御蔵島英語単語帳』（通称, 1863年作成, 発見は小林亥一）も広義には英和辞典である。同書は東京都（現在）の御蔵島に保管されていた文書であり, 1863年に同島の栗本市郎左衛門が沿岸で座礁した米国商船バイキング号の搭乗員483名から聞き出した約400の英単語を記した英和メモである [小林, 1998. p.1]。

B Satow=石橋による『英和会話辞典』

Ernest Satow=石橋政方による『英和会話辞典』もある。ただし, 1830年に完成した同名の手書きの和綴じ製本の辞典初版が実在したという情報もある。現在, 復刻版として流通している同辞典第2版では, 当稿に関連する2用語は下記のとおり記載されている [Satow, 1879, p.30]（邦語部は原著ヘボン式ローマ字記載, 筆者邦字化）。

AUTHORITY (p.30) n. (legal power) 権威 (c); 権丙 (c); (order) 命; 命令 (c); (persons exercising ---) 長官 (c); 官吏 (c); 官員 (c); [It is a common practice to speak of the building instead of the officials; thus 役所 is a general term used by the people; 県庁, or simply 県, means the authorities of a prefecture; 官庁 is an elegant synonym for お役所. For local ---, the word 地方官 (c) has been used, but it is properly limited to the civilians who collect taxes and govern a prefecture; judicial or customs officials are not included under the term; その土地 (c) is the best rendering.]

Satowが主著者となっはいるが, 文頭早々に示される「(legal power) 権威」と「権丙」は英国人の発想ではなく, ヘボン英和辞典の記述そのものであり, 石橋がコピーしたことは明らかである。英国において, authorityが国家権力を意味することはありえないにかかわらず, 国家権力を背景とする「権丙」および「官吏」の英和訳は明治政府の態様から考え出された用語である。

C 齊藤と石橋に見る行為

この時期はSatowも本来の外交官の職務が多忙となり、辞典編纂に取り組めない（記録上は協力拒否）状況となり、石橋に任せたとある。石橋は独断で改訂作業を行ったことになる。更に海賊行為を働いていた。石橋はSatowから英会話能力の他にジェントルマンとしての英国文化の素養は学んでいなかったことになる。

Satowは、正式の日本人妻を持ち、雅号を得ているほどであるから、日本文化への造詣のほどはヘボンを大きく上廻る。ヘボン英和辞典の初版にあった手直しを要する事項は相当数を知っていたはずである。しかし、再版についてヘボンがSatowに助力を求めた形跡はなく、再版作業は日本人の弟子が横浜居留地のヘボン館の中で内外との接触なしに行っていた一種の修練であったことを示している。齊藤についても同じことは言える。

ヘボンとSatowが齊藤と石橋が行ったご都合主義というか対応相手別の多重人格性を見抜けなかったのはintelligenceが十分でなかったか、見て見ぬふりをしていたことになる。ヘボンとSatowの立場からは、日本という未知の大国で辞典刊行に取り組んでいるのであるから、傍らで兩人がどのようなふるまいをしようとも、辞典刊行という大の便益を取って小の不都合には目をつぶったアングロサクソンならではの国際感覚があったかもしれない。

D わが国知識人の道義的脆さ

歴史観察からわが国知識人が基本的に脆かったことが伺える。幕末から明治初期にかけてヘボン等の米国人宣教師によって献身的に教育されていたにもかかわらず、キリスト教の理念に加えて米国建国の歴史を始めとする精神と方法は相当に語られていたはずである。しかし米国人宣教師から習得したのは英語力であり、せっきくの知識は聞いていただけであったようである。恩師ヘボンがライフワークである日本語聖書の完成に邁進したため、指導が緩くなったとたんに目先の利益が優先した気配も伺える。キリスト教の布教に加えて、米国人として伝達していたはずの理想社会への方法論は明治時代の動きの中で単なる海外知識になったようである。public opinionが社会秩序の基礎として重要なことは誰もが日常会話の中で語っていたはずであるが、誰一人として頭に残っていなかったようである（理解できないことは聞いても記憶に残らないためであり、今日に通じる）。

E 和蘭または蘭和辞典

江戸時代の長い日蘭交流時代にもかかわらず、辞典編纂については、情報不足である。和蘭または蘭和辞典である『和蘭学彙』があることが知られているが、著者と刊行年は不明である。流通している蘭和辞典がなかったことは、『解体新書』において杉田玄白等が一語一語を文章と語彙を推量して、翻訳を進めた経緯が示しているとおりである。

8 吉村昭による「生麦事件」の概要

西暦1862年9月14日（和暦文久二年八月二十一日）、東海道神奈川宿の北方付近（現在横浜市鶴見区生麦町、旧武州国生麦村字本宮、質屋兼豆腐商村田勘左衛門邸前）の路上において、公武合体のために朝廷の勅使として幕府へ赴いた薩摩藩島津久光（藩主茂久の父）が総勢400名で帰京の途中、英国商人Richardsonの乗馬が興奮して行列に割りこんだため、薩摩藩士奈良原喜左衛門が野太刀白頭流の「抜」の技によって馬上の同人を斬殺した事件。この事件を契機として英国艦隊は鹿児島を砲撃したが、その後、薩英交流が始まった。（吉村昭『生麦事件』を参照した）。

9 奥野昌綱の『和英語林集成』と日本語聖書への関わり

奥野昌綱（1823～1910）は旧姓が竹内、通称幼名が銀三郎であり、江戸配置の徒士であった竹内五左衛門の三男である。ヘボンと出会うまでの経歴は次のとおりである。

1838年、幼少期に主要な仏典を読んで理解したために、五左衛門は15歳で昌平坂学問所に通わせる。入学後2年間で四書五経を習得、試験は優秀な成績を得る。

1847年（24歳） 奥野昌忠（輪王寺宮御家司・近江守）の養子となる。

1849年（26歳） 同家納戸役に昇進。

1868年（35歳）鳥羽伏見の戦い（1月3日）において幕府軍が惨敗した同日に徳川慶喜は官位剥奪となり、海路で江戸へ戻り（1月12日）、直ちに上野寛永寺で謹慎に入った。それ以来、奥野は江戸開城（4月11日）により慶喜が水戸へ立つまで同寺の門番を務める。新選組近藤勇が慶喜への面会を要求した際に理路整然とした理由により拒絶したエピソードあり（徳川慶喜関連は蒲生他による〔山本監修・蒲生他，2012，p.552〕）。

1872年（49歳）輪王寺宮御家を出て、タムソンの日本語教師をしていた小川康之助（奥野の妹の女婿、改名して義綏）の紹介でヘボンの日本語教師のためヘボン館に入る。初めは料理人が主な仕事であったが、ヘボンが奥野の才能を見て、岸田吟香を助手として進めていた『和英語林集成』再版作業の助手とした。

奥野は鳥羽伏見における幕府軍（15,000名）対薩長肥軍（5,000名）の戦争では西洋式の装備の薩長肥が圧倒的な勝利を見せたことからその背景にある西洋の宗教であるキリスト教に関心を持ったようである（新政府軍は薩長とされているが、肥前軍が自前で製造したアームストロング砲によって4km後方から長射程の砲撃を行なったことが戦況を決定したという見かたがあるため、薩長肥軍とした。筆者注）。

10 authorityが権威であることへの疑問

A ヘボンにおける日本の権威と西洋社会のauthority

わが国の権威は、他に対する抑圧力や命令権を含む強力な権限を意味する。authorityの意味を1856年版『ウェブスター辞典』で参照する限り、これに匹敵する西洋社会の概念は中世の国王が持っていたthe most authoritativeやthe supreme authorityといった熟語で示されるものが「権威」に相当するであろう。相当する可能性を持つのは熟語とする場合であり、単語としてではない。ちなみに生麦事件では薩摩藩士が島津藩一行の行列に遭遇した英国人が乗馬のままで行列に割り込んだことに怒って切ったことは「権威」を無視したためと解釈できる。

B 人権無視を前提とする日本の権威への疑問

わが国の封建制の特徴は、高い身分から低い身分への場合であれば、裁判を経ない即時の殺人を許容していることであった。中世の西洋社会における死罪は、公開の場で裁判長と書記等の複数人による審判を通じて、死刑が合理的であるという認識を共有する段階を経た後の執行である。儀礼に違反したという理由で殺傷が許されることはなかった。

authorityを権威とすることは中世の英国人が理解を共有していた権限およびプライド尊重の範囲を越える。authorityを権威とする感覚は中島省吾が「威圧」とした訳と大同小異であり、許容されるものではない。

C ヘボンの逡巡と奥野の作業進行

奥野の助言によってヘボンがこれまで「ken」と記録していた日本人の心理の深層にある何かを「権威」として認めることになった。それでも、ヘボンは日本独特の権威について西洋文化との共通項を見ることができなかったと思える。ヘボンと奥野の間での「権威」についての感触の食い違いがあったことになる。奥野は、ヘボンの心中を知らないままに作業を進めたのであろう。（筆者がこの点を強調するのは、奥野およびヘボンが「権威」を決定する過程が直感と思い込みであり、資料と事例の裏付けによるものではなかったためである。）

奥野はわが国の権威しか知らないために、米国においても「権威」があり、それがauthorityであると考えた可能性がある。ヘボンはその後の沈黙によって結果的に肯定し、authorityの英和訳は「権威」と確定した。

11 『ウェブスター辞典』におけるauthorityと福沢による「権威」の観察

わが国が明治時代に入り、憲法と議会を持つ近代国家という体裁は整ったが、public opinionを基盤とする国民合意による変革ではなかった。

政府がその方針を開国文明と決定したが社会的基盤は江戸時代のままであった。そのため、政府

が権威を背景とする権力機関であることは旧幕府と同じであり、国民は権利として参加できる国家の構成員ではなく統治され従う立場としての構成員であった。

新しい政府の機構を司るために新たに任命された人々は、江戸時代の意識が清算できないままに職に就いたため、統治するという意識であり、政府という新しい統治機構の権威によって職務を行った。そのため、実態は江戸時代の役人そのものであった。職務を司る人々にとって公務員は「官吏」であり、国民に君臨する立場となり、自らが「権威」となっていた。

福沢諭吉は、時代の変化に対応せずに旧来の役人の態度を取る官吏について次のように述べている〔福沢, 2010, p.319〕。

役人達が国民に対してむやみに威張る。その威張るも行政上の威厳といえおのずから理由もあるが、実際はそうではない。ただ殻威張^{*}をして喜んでいる（※空威張り。福沢は新政府の官吏が江戸時代の武士階級と同じ意識で民に威張ることを観察したのであろう）。

12 聖書翻訳に専念したヘボンの影響

A 『和英語林集成』初版刊行後のヘボン

ヘボンは、上海での洋式製本の『和英語林集成』初版に加えてわが国内において和綴製本の初版（表紙は日本語である、正確には上海版が1刷、本版が2刷、筆者注）を実現した。その翌年、わが国は明治時代に入り、キリスト教禁止が順次解かれたことから、ヘボンは本来の目的であった布教活動に専念することを決めたようである。作業としては、聖書翻訳への邁進となる。1872年9月、横浜居留地三十九番のヘボン会堂で全国宣教師会議が行われ、新約聖書を共同で和訳することが決められた〔関東学院, 1984, p.16〕。翻訳委員会の開催場所は横浜山手二百十一番のジョンソン邸（現在の横浜共立学園）とした。プロテスタント他派^{*}の宣教師6名および日本人メンバー4名が参集し、全17章分の翻訳の分担は、ヘボンが10章分を単独で担当、他に2章分は分割担当、他派宣教師が5章分を担当した。分担が頭割りでも派別割りでもなかったことにヘボンの気配りが感じられる。マタイ伝は1877年、新約聖書全体は1890年に完成した（旧約聖書は1887年完成）〔杉田, 1999, p.83〕。

明治時代に入って、ヘボンは聖書翻訳のかたわら正式な学校運営に意欲を見せていた。ヘボンは、江戸時代に神奈川に上陸した当時に比べて格段に広い人間関係に恵まれていたはずであるのに、当稿本文で述べた品質管理からの推定に見られるように誤訳が存在することは事実との想定の上で他の米国人に協力を求めて辞典改訂を行わなかった（統計的に明らかになるということは、常識の感覚でもそう思われることであるから、ヘボンが単独編纂の限界を心得ていたために改訂版の希望を残したと理解できる）。一方、ヘボンやSatowのような日本語堪能の能力はめったに身に付くことではないから、日本人弟子の養成は重要であったはずである。SatowはPIRの任に最適であるが、『和英語林集成』編纂は初版も再版も協力の記録はない。

妻Claraは幅広い友人関係から横浜共立学園およびフェリス女学園の設立の契機を導いた等、教団活動としては大きな業績を果たしているが、最もヘボンの身近で生活した割に辞典初版の上梓後のPIR等に関心だったようである。

聖書委員会に参加した宣教師の所属派は、改革教会2、長老派教会1、組合教会1、メソジスト教会1、聖公会1、であった（『横浜共立学園の140年, 1871-2011』, 2011. p.29）。日本人メンバーは奥野昌綱（ヘボン助手）、松山高吉（グリーン助手）、高橋五郎（ブラウン助手）の3名であった（助手担当の内訳は高谷〔高谷, 1989, p.320〕による。文献によっては井深樫之助を含めた4名の助手説もある。筆者注）。

B ヘボンの日本布教の方針における日本語聖書の重要性

ヘボン自身は、カトリック教会で行われていた福音を説く方法に批判的であり、自分と日本人が共に同じ日本語聖書を持って読むことを目指していたから、布教のために日本語の聖書が不可欠であった。その目的のためにヘボンは聖書翻訳委員会^{*}に全面的に取り組むことになる。ヘボンの布教スタイルは、英語塾を通じて信者または同調者を獲得する一方で、日本語聖書を作って布教するこ

とであった。戦略的にはヘボンのこの方針は最重要のはずであったが、米国長老派本部はこの重要性を理解していなかったらしい。後述のタムソンが日本へ向けて出発する時、ヘボンの情報は知られていたようではあるが、辞典編纂についての情報を与えられた形跡はなく、辞典の編纂を促進するという本部指令はなかったようである。おそらくは、英和・和英辞典の重要性を分かる本部スタッフがいなかったのではなからうか（※通説の名称である。明治10年刊行の『新約聖書馬太傳』では「翻訳委員会」とされている）。

13 米国長老派教会宣教師David Thomson

David Thomson (1835年～1915年) は、経歴が多彩なため、年代記として記す [中島他, 2003, pp.1]。

1835年9月21日、米国オハイオ州生まれ。

1859年、フランクリン大学卒業。

1862年、ARP (Associated Presbyterian Reformed) 派ウエスタン神学校卒業。喜望峰周りで横浜到着、米国公使館勤務、ヘボン退出後の成仏寺にてブラウン (Samuel Robbins Brown) およびバラ (James Hamilton Ballagh) と共に生活、日本語教師に小川、旧約聖書ヨブ記の日本語訳を開始、後、横浜居留地三十九番の米国長老派教会宣教師館に入居。

1864年7月、横浜奉行所は横浜英所 (Yokohama Academy) 開館、教師は日本人2人、米国人はブラウン、バラ、タムソン、生徒25名 (安藤太郎、大島圭介がいた)、

——11月30日、横浜大火で焼失 (豚屋火事)、廃校。

1872年3月10日、士族出身の青年11名によりわが国初のプロテスタント教会 (日本基督公会)、「自主独立」の精神と「超教派主義」を標榜。

——9月20日、築地居留地17番A号にて日本基督東京公会 (東京ユニオン・チャーチ) の創立式。ここにヘボン参加せず。

1884年、板垣退助と共に土佐高知へ伝道。

1877年9月17日、日本基督一致教会を創立 (日本人の日本基督公会と日本長老公会、米国長老教会、米蘭両国の改革教会、スコットランド一致長老教会)。

1915年10月29日、東京新宿角筈にて没 (召天)、享年80歳。東京染井霊園に妻Elizabethと共に埋葬。

14 佐藤倫正を悼む

佐藤倫正 (1947年9月19日～2019年4月18日) は岡山県岡山市出身、一橋大学大学院商学研究科修了 (指導教授中村忠、資金会計を研究)、商学博士 (一橋大学)、1982～1984年、フルブライト若手研究員養成プログラムによりワシントン大学研究員 (米国ワシントン州シアトル市、指導教授Royd Heathの下で資金会計を研究)、帰国後、中村の勧めでRobert Anthony著作 (*Future Directions for Financial Accounting*, 1984, DOW-JONES IRWIN) を翻訳、1989年『アンソニー財務会計論—将来の方向』白桃書房を刊行。翻訳中の1988年5月、大阪ヒルトン・ホテルでAnthonyに面会した際、「entity viewを君が引き継ぎ、広めるように」との訓示を受ける。

岡山大学教授、名古屋大学名誉教授、愛知学院大学名誉教授 (2019年3月体調悪化のため在任期間を短縮し退職)。日本会計研究学会、国際会計研究学会^{*}、資金会計フォーラム^{*}、アジア会計学会所属 (各学会にて理事、※会長)。自宅は岡山市北区、家族は奥様とお嬢様。享年73 (満71歳)。

15 佐藤倫正におけるエンティティとpublic opinionの視点

A 「general」訳を仲介とする遭遇

筆者は1989年にスタートした日本会計研究学会スタディ・グループ「資金会計に関する研究」 (鎌田信夫主査、筆者はアンケート集計の技術スタッフ) で初めて佐藤倫正に会った。佐藤は名声の

下に彼方に輝く崇高な存在であった。鎌田主査始め全員が佐藤に一目をおいていた。話の随所にHeathとAnthonyが出てきたのは印象的であった。

顔見知りから互いに重要な存在となったのは2013年7月の日本会計研究学会中部部会からであった。筆者はある大学院生が報告においてObjectives of General Purpose Financial Reportingを定番の訳「一般目的の財務報告の目的」で述べたことに対して「generalには、一般の、という意味はないのに、なぜその意味で使うのか」と質問した。筆者は、中部部会においてかねがね南山大学亀井孝文からこのgeneralの訳は国が定型文としてしていると聞いていたので、せめて学会内発言として記録が残ればとの意図であった。

部会が終わって佐藤が言ってきた。「竹森さん、あの発言はよかった。おかげで僕はこの30年間、Anthonyが言っていたことで意味が分らない所が分かった。generalは一般ではないんだ。それでAnthonyの意図が分かった。全体とか最高なんだ。」との激賞を受けた。佐藤の隣にいた鎌田も「ジェネラル・マッカーサーを呼ぶのに、一般はまずいわな」と上機嫌だった。その後、佐藤からメールをいただいた。

僕は、いままでGMがなぜ、あのような社名にしたか、分らなかった。一般自動車のキャデラックでは、車を買う人はいなくなるはずだ。最高自動車とか全体自動車だったんだ。GEも同じ。だからgeneral purposeは一般目的ではなかったんだ。GAAPも「一般に認められた会計原則」ではなかったんだ。

B 佐藤の励ましによる会計学誤訳研究の出発—名古屋マリOTTホテル・ティールーム

数日後、筆者は佐藤から名古屋マリOTTホテル・ティールームでのお茶に誘われた。佐藤はコーヒーとサンドイッチを手に「あのことを原稿にして欲しい。僕が引用するから。今まで教育を受けて普通と考えていたことが一変することだ。」と言われた。これは驚愕の言葉であった。これまで学会の隅で亀井と異議をつぶやいてたことが研究テーマとなった。他ならぬ佐藤が理解してくれるのは頼もしい限りであった。

筆者は2014年に日本会計研究学会第73大会において自由論題報告を行なった後、authoritative supportの訳を問題とした。どう訳すかということとその内容は何かということである。後者の問題については、2018年の同上学会第77大会において自由論題報告を行った。しかし、ここでは世論＝public opinionという辞典記載に納得がいかなかった。これはわが国にない概念ということに気づき、Encyclopædia Britannicaを参照した。ここからpublic opinionがローマ帝国以来の西洋社会のコンセンサスの基本であり、西洋社会において高い重要度を持つという発見をした。わが国では、世論即与論であり、即大衆の見解であり、政治的には軽く扱われるものという感覚であるから、東西思想史において巨大な断層があることになる。従って、authoritative supportの翻訳問題は社会構成員による社会参加への対応方法に関する問題でもあった（公権力が作るというわが国と民間レベルでまとめた見解を会計原則とするという2通りの背反する形成過程をどう扱うかという問題である、筆者注）。

C 佐藤へのAnthonyの継承の訓示—大阪ヒルトンホテル・喫茶コーナー

人生には単純な普通さが突如として巨大な事業の発足という形にメタモルフォーゼ（変質）することがある。佐藤と筆者は2015年大阪ヒルトンホテルにおいてこのプロセスを通過した。この日、大阪は厳しい残暑であった。佐藤は大阪ヒルトンホテルに筆者を誘い、ロビーの喫茶コーナーのある椅子に座らせて、「Anthonyが日本に来た時、この椅子に座って僕はこちらのこの椅子に座って話をしたんだ」と語り始めた。「Anthonyと話したんだ、Anthonyはこの椅子で、僕はこの椅子で。」この時、佐藤にオーラが走った。佐藤は学者として最高の時を過ごしたというプライドと思い出を輝かせていた。佐藤がよく口にしていた「Anthonyから、エンティティの主張を引き継いでくれと言われた」というハーバード大学経営学部の歴史にも残る会話は、おそらくはこの時であろう。Baruch Levが日本会計研究学会第73回大会の記念講演において「会計の新しい展開は東から起きる」という結論を述べたことは、Anthonyからエンティティを佐藤に引き継いだことが伝わっていた証拠だ、とも打ち明けてくれた。筆者は本人が語るこの壮大なシナリオに圧倒された。多くのわ

が国留学生が外国で研究した実績はあっても、研究テーマの継承を託されたことはかつて聞いたことはない。

佐藤が頼みごとを始めた。相当、困っていたからこれが会うことのメインであったかもしれない。「来週、アジア会計学会があって、公認会計士の自殺を扱うもりだが、出だしが浮かばない。実は一月の間、考えたが分らない。もう目前なのにまだ分らない。それで竹森さんに来てもらった。」

筆者は内容を聞いて即座に『『アナベル・リー』を使いましょう。これは米国では中学校の国語の時間にかならず勉強する詩で、誰でも知っているから、これでスタートすれば、『えっ』という意外性を呼んでプレゼンがスタートできますよ。」と答えた。筆者は「アナベル・リー」の次の冒頭部を提案した。59年を経過しても若いころの記憶は健在であった。

It was long and long years ago, in a kingdom by the sea, there lived a woman whom you may know by the name of Anabel Lee.

主人公が亡くなるという点で共通しているから出だしとしてフィットすると思ってである。そして、こうサジェスチョンした。「It was long and long years ago, in a kingdom by the sea, there lived a woman, *mmm, hh*, there died a CPA but ten years ago in Japan. という出だしでどうでしょう。前半は明るく、後半は暗くめるんです。*mmm, hh*の部分でため息をついてトゴってから本論に入るんです」と提案した。

佐藤は喜んでくれた。笑顔いっぱいであった。

「これはいい。さすが、小説家の息子は違う。相談してよかった。これでやってきます。」佐藤は非常に喜んでくれた。筆者という異文化が新しい佐藤に新しい次元を作ったようである。この日、佐藤と筆者は盟友となった。

この盟友関係はわれわれ2人の間で誰も知らないままに進んだ。名古屋マリオットのティールーム、名古屋駅構内の居酒屋、名古屋覚王山のフランス料理店、新横浜駅ビル街の Pasta と、交流は頻繁に行われたが、誰も知らない進行であった。周辺の互いの友人も同窓生も、最も近い日本会計研究学会中部部会の先生方も知るところではなかった。晩年の佐藤が実質の学会主催者となっていた「資金会計フォーラム」において少数の先生が感じていた程度である（あの2人の先生はどんな関係なんだろうか、という程度であろうが）。

筆者が佐藤の「語り部」を演じることは債務である。これによってAnthonyの理論継承者が佐藤であったこと、その継承の契りが大阪ヒルトンホテルで行なわれたことが後日のAnthony研究者にとって重要情報となる。

D Anthonyの伝承・エンティティの理想とpublic opinion

ヒルトンホテルの外は夕暮れが始まっていた。筆者は腑におちない点があった。Anthonyがエンティティを主張することと、佐藤が主張することについて、米国とわが国では実現させるための環境に大きな差があることである。佐藤はこの点についてまったく言及しなかった。用心深く避けていたとも取れる。これが学会内での発言であれば、政治も社会も不関与の上で研究内容も発表も保証されている場であるが、実社会とは厚い壁がある。それはそれ、の世界であるがあまりの理想主義は相手にされないのが常であろう。Anthonyの継承であれば、自身が大学紀要や論集に執筆することで最初の一步を果たすことができる。出版助成金は申請可能であり、教科書採用を条件とすれば大半の出版社で引き受けてくれる。

佐藤は『経理情報』でよく巻頭記事を書いていたが、特集を組むとなると企画倒れとなることは間違いない。要はわが国において社会的関心が薄く、public opinionとして所有主理論への見直しの気運がない状態である。Anthonyのエンティティは文字通りの絵に描いた餅である。

佐藤が問題としていた会計主体思想は、資本主義社会の根本に係わる問題であるから、public opinionの動向とそれを実務にどう反映させるかによって左右される。佐藤には、世俗社会のあらゆる場所に理想よりも実利を優先させるために張りめぐらされた障害をどう突破するかの認識があったようである。このことはいつか時間を掛けて伺わなければならない懸案であった。わが国においてはバリアーが溢れており、結果的に現行の制度や思想を守ることを優先することになるから、

public opinionと会計原則との対応が検討課題とは考えていたが、佐藤が去った現在、詳細は不明である（わが国にはpublic opinionがないので佐藤の心中にあったなにかを考える義務が生じている）。

米国社会においては大統領選挙という具体化の手段があるから直に実現可能とすることもありえるが、わが国においては超長期展望で臨む他はない。わが国はいまだに「お上、命」の雰囲気が高く、現行の所有主理論は国民的合意を受けている。

3年前（2017年）、Thomas Pikettyの著作が高い販売成績を示したが、この関心の影響が現実の政治および行政に意見具申として上がることはなかった。佐藤はPikettyが示した問題はエンティティで解決できると述べたが、それは理論上の理想である。わが国ではPikettyに賛同する投書が新聞に現れた程度でブームは終わった。

E わが国において存在する無知の正当化

この原因は、わが国にはpublic opinionを知らない、または知らないことが正しい常識であるという感覚が存在するからであろう。これは岩盤として例えられるほど強い。わが国においては生活基盤としてのpublic opinionの感覚がないから、一般大衆が政治について主張することは称賛されることではない。2019年9月23日（米国東部時間）スウェーデンの高校生Greta Enman Thunbergが国連気候行動サミットで温暖化対策の観点からの環境問題を訴えたが、わが国においてはテレビ映像上での出来事でしかない。選挙権を持ったわが国の高校生がGretaに賛同する運動はない（現実性がないという現実が優先している）。public opinionを背景として動く社会でないから当然かもしれない。

わが国は、会計学者が好んで使うフレーズ「権威の支持により」統治されている社会だからであり、public opinionにより機能する社会ではないからである。

そこから一歩踏み出すことはわが国の通念にはない。歴史的には、そのカケラ程度を実現することでも巨大プロジェクトである。

この点から見れば、佐藤が遺した課題はわが国の文化全体にとって誰も意識しなかった扉をこじあけるという試みである。誰もが意識していなかった理想世界が現実の存在となり得るということへの挑戦かもしれない。

佐藤があの世界から見守って下さるという願いを献花に替える。

日本国憲法が1946年11月3日に施行されて以来、わが国は思想の自由が保障されている。しかし、社会的にこの権利を守り、積極的に実現しようという気運は緩い。その前は江戸時代とそれに続く政治が旧徳川幕藩体制を使いながら統治を行っていたため、西洋と同レベルの市民的権利の歴史はわずか74年でしかない（当論集刊行時）という歴史が現実である。それ以前（75年前）は江戸時代さながらの封建制が行われていたから、現在でも、政府に対する明らかな言動には躊躇する気配があるのは江戸時代の痕跡である。

「権威」が現代社会において有効となっていることは本文で述べたとおりである。江戸時代に建てられたとされている、目を覆い、耳を塞ぎ、口を押さえた三猿の碑が随所に見られることは言論や思想を自ら制限したことが伺える。甲州街道・16号線の調布市東端の道端には三猿碑の像と調布市が建てた解説があり、かつての歴史を示している。また逗子市北端の小さな街道には手入れが行き届いた劣化していない古い三猿碑がある。この場所は関東平野が湿地と沼地であったころ、関東西部から房総方面に向かうための東京湾を横断する海路の入口であったから、旅行者と住民双方が長期にわたって信仰の対象としていたことを示している。

猿に擬態化することによって各人の自主的行動となっていることが注目される。

F 追記—general purposeに関するStorey記述

佐藤が筆者との距離を縮める契機となったものはObjectives of General Purpose Financial Reportingの訳である。佐藤は「一般目的の財務報告の目的」の訳を使い続けていたようである。佐藤は長年の慣れはあったにかかわらず筆者が「おかしい」という主張に賛同した。中国での研究会の後には「中国ではgenerallyを一般に、とは理解していない」という筆者に賛同するメールをもらっ

た。佐藤は、中国人の用例を実地に見て、これまでのわが国の英和訳を否定したようであった。佐藤は、それ以来、GMの社名の問題を始めとする、いわゆる「コンサイス英語」からの離脱を始めた。わが国ではgeneralは「一般の」であるにもかかわらず、佐藤がおかしいと感じて、その訂正に動いたことは、わが国における最高レベルの英語力の持ち主だからであろう。

Storeyの見解による該当文言の解明を資料として記録する。

わが国では、The Objectives of General Purpose Financial Reportingを「一般目的の財務報告の目的」と訳すのが定番である。しかもこのフレーズが意味不明であるにもかかわらず意味について検討されていない。この文節はFASBが2010年9月に公表したConcept Statement No.8の第1章のタイトルであり、同号はNo.1およびNo.2の差し替えであるから、「一般目的の財務報告の目的」とわが国において通念化している訳はニュアンスの違いではない重大な間違いである。この内容はCarmichael編『会計人ハンドブック』においてReed Storeyが第1部「会計基準および衆目一致による規則形成組織の構造」第1章「財務会計概念と基準のフレームワーク」として解説しているので以下に紹介する（ゴチ体は筆者強調）。

General purpose financial statements are possible because several groups, such as investors, creditors, and other resource providers, have common interests and common informational needs. **General purpose** financial reporting provides information to users who are outside a business enterprise or not-for-profit organization and lack the power to require the entity to supply the accounting information they need for decision making; therefore, they must rely on information made available to them by the entity's management. (hereafter, a few sentences are abbreviated by the author.)

General purpose external financial accounting and reporting provides information that is based on generally accepted accounting principles, which result and have resulted primarily from the authoritative pronouncements of the FASB and its predecessors, and is audited by independent certified public accountants. [1.1 The FASB and General Purpose External Financial and Reporting]

16 佐藤倫正におけるRobert Anthonyの誤訳例

佐藤（1989）におけるgeneral, fair value, authoritative等に関連する誤訳は次のとうりである（上段原文・原著頁、中段佐藤記載・佐藤訳頁、下段筆者案）。詳細は『中部大学経営情報学部論集』第34巻第1・2号（2021年予定）に掲載する。

A general

- ① general purpose financial statements [Anthony, p.1]
一般目的の財務諸表 [佐藤, p.1]
総合的の用途を持つ財務諸表
- ② generally accepted accounting principles [Anthony, p.1]
一般に認められた会計の諸原則 [佐藤, p.2]
全体として受け入れた会計原則
- ③ generally accepted for nonbusiness organizations [Anthony, p.11]
非営利組織で一般に認められている [佐藤, p.15]
非営利組織で全体として受け容れている

B fair value

- ① fair value is defined [Anthony, p.46]
公正価値は・・・と定義される [佐藤, p.35]
取引価値は・・・と定義される
- ② the fair value of the assets [Anthony, p.76]

資産の公正価値 [佐藤, p.104]

資産の取引価値

- ③ the amount should be the fair value of [Anthony, p.108]
の公正価値をその額とすべきである [佐藤, p.145]
の取引価値をその額とすべきである

C authorityまたはauthoritative

- ① authoritative conceptual framework [Anthony, p.2]
権威ある概念フレームワーク [佐藤, p.2]
論拠に基づく概念フレームワーク
- ② As if it were authoritative [Anthony, p.7]
あたかもそれが権威あるがごとく [佐藤, p.8]
それが出典の裏付けを得ているかのように
- ③ authoritative pronouncements [Anthony, p.12]
権威ある声明 [佐藤, p.16]
公開声明

D その他

- ① The Comptroller General [Anthony, p.4].
財務長官 [佐藤, p.5]
会計検査院総裁
- ② 19x1 [Anthony, p.102]
1941 [佐藤, p.137]
19x1

17 米国人宣教師Kisiに日本国憲法第9条を説得する

米国人相手に堂々と心から徹底的に語ることは必要である。場合によっては力ずくの説得もできるに越したことはない。1963年のことである。筆者は、モルモン教米国人宣教師Kisi（20代前半の白人男性）を徹夜で説得し、日本国憲法第9条が日本人全体としての第二次世界大戦から受けた惨禍の反省によって日本人が独自に作ったものであり、共産主義の産物ではないことを納得させた。Kisiは自分の無理解ぶりを納得し、その後同派を退会し、大学へ入学した。4年後、当時その場にいた人を通じて「僕は大学に入った。でも金がなかったから、4年間豆だけを食べて暮らした。でも卒業した。タケモリのおかげだ。」とのメッセージを寄せてきた。草の根の日米交流の一端である。

Kisiは、宣教師学校を修了し、自分は世界最高の教えを伝えられるという自己満足に浸っていた折であった。その絶頂の気持ちの中で日本人から日本国憲法第9条を理解させられ、自信を打ち砕かれた反動で大学に入学し、苦学の末に卒業した。あっぱれな米国人である。

18 「ひよわな葦」の定着を促進する「トッピング」

A わが国の翻訳における「トッピング」の特質

当研究は、佐藤の勧めにより始まり、要所々々で指導を受けつつ進んできた。佐藤の直近（最後の指導は「authorityとgeneralの訳が150年間、誤訳にかかわらず使われてきたのは何故か」であった（2016年、日本会計研究学会75回大会後）。この励ましを込めた指導のおかげで、筆者は、わが国においては「ひよわな葦」となった訳を日本社会の構成要素として取り入れるための触媒作用とも言える現象を発見した。これを仮称として「トッピング文化」とする。

例えば、ある指導的立場の人物が米国資料の中にfair value という新語を発見して「公正価値」とデフォルメ訳による命名を行い、学会の片隅に「ひよわな葦」が現れたとする。『ウェブター辞典』においてfair には「公正」という意味がないにかかわらず、「fair value すなわち公正価値とは何か」という解説やエッセーが続々と現れ、触媒作用を発揮する。いつしか「公正価値」は専門用語として

わが国経済用語の一角に確定した存在となる。

FASBが従来の評価法では解釈できない新たな評価 (appraise) を拒否できなくなった苦渋の口実としてfair valueについての新見解を示したことが実情であっても、わが国では、FASBが新たな「公正価値」を展開した、となる。ここでのFASBの姿勢は止むを得ない事情による現実追認であり、「公正」のカケラもないから「FASBの公正価値」の表現は著しいデフォルメである (FASBの新見解はfair valueの概念の拡張を述べるものであるが、「公正な」価値を拡張したものではない。この訳語によってFASBの意図が分かりにくくなることはFASB SFAS第157号 (FASB Topic No.820) に関する筆者稿 [竹森, 2016, pp.10-11] を参照せよ)。

B わが国における「トッピング英語」

米国の資料を研究する場合に、『ウェブスター辞典』を参照することを翻訳の第一歩と考えることは本来、常識である。同辞典は米国において1828年の初版以来米国語辞典として定評があり、米国人がまず参照するものとして常識化している。1850年代の『ウェブスター辞典』ではauthorityは「権威」、generalは「一般の」という訳ができないとは限らないという程度で記載されているが、最近ではそのような解釈はできない記述である。しかし、わが国では150年間記載内容の修正はなく、同じ記載が変わることなく使われている。会計学研究はこの時代錯誤とも言える江戸時代後期から明治時代初期の用語法によって翻訳が行われている。わが国においては誰も困る人がいないという理由であろうが、修正の気運もない。

わが国には「トッピング英語文化」とでも言える何かの作用を感じることになる。その背景は、わが国独自で発案され運用されている社会制度が基本にあり、英語情報はそれに彩を添える役割を負わされている可能性が高い。

米国留学によって最新の米国会計学を研究しても、その成果は既存の体系の中に吸収され、わが国会計理論の根本に影響を与えることはなかった。わが国での英語の効能がトッピング性を高めることにあったためか、学会長経験者であっても留学先で研究指導を請うた米国人教授の大半がOSU会計殿堂入りしないレベルであった。どちらが鶏と卵の関係かは不明であっても、わが国には、米国最高度のランキングにある教授を必要としないという暗黙の前提が動いているのかもしれない。

以下、新井清光、中島省吾および佐藤倫正におけるわが国会計学における「トッピング英語文化」の事例を研究する (新井と中島は日本会計研究学会会長経験者、佐藤倫正は米国留学経験者でAnthony翻訳者を掲載条件としている)。

C 新井清光にみる「トッピング英語」

新井清光は、当時、有数の英語力の持ち主とされていた。家庭においても英語力の優れた環境であったと見聞する。それにもかかわらず、スタディ・グループの研究において、ARS7の核心であったGAAP/SASを「権威の支持による」「一般に認められた会計原則」と訳した。同グループ全員の同意を経てこの翻訳を骨子として日本会計研究学会大会第25回大会で報告が行われた。また研究成果は『会計原則の研究』の書名により刊行された。

この訳の影響もあってか、会計原則は国の機関が制定するという既定方針が理論補強されたことは確かである。ARS7の研究は実務問題として進んでいた安本報告を事後的に肯定し、「トッピング英語文化」を発揮させた。

新井がスタディ・グループに関わっていた当時、substantial authoritative supportについて一語一語を『ウェブスター辞典』を参照し、またGradyと交流をもっていれば、事態は別の展開となったであろう。

D 中島省吾にみる「トッピング英語」

中島前掲訳書においては、authorityと原著で記述された部分は、「権威」と訳され、Kennedy・SEC長官、AICPAおよび個々の学者が、会計原則の形成過程のありかた、情報提供の目的と対象について取り組んだ概念フレームワーク構築への努力は報われない。わが国においては「権威の」であれば、会計原則は国の機関が制定するものであるから、すべてお上に任せます、という論理となる。同上訳書はわが国の会計学に彩を添えるトッピングとして有効であった。

E 英語鎖国による「トッピング文化」－ 佐藤倫正を偲ぶ

佐藤はわが国会計学界随一の英語秀才であり、フルブライト留学生としてワシントン大学で若手研究者養成プログラムによって研究指導を受けた。その佐藤にあってわが国で使われている英語が『ウェブスター辞典』と不一致であることは念頭になかったようである。わが国の「トッピング英語」文化の広がりとの奥の深さを示している。

筆者が2013年7月に指摘するまで、佐藤にとってgeneralは「一般の」であり、authorityは「権威」であった。従って、authoritative は「権威の」であり、authoritative supportが「権威の支持」であることに疑問はなかったようであった（大学院ゼミでも教授から「substantialはどう訳すのがいいのかな」と問われたらしいが、authoritative supportは既定のこととして話題になっていなかったようである）。佐藤というフルブライト留学経験者であり、Anthony翻訳者であるいわば米会計学研究の重鎮の一角が異議を唱えないことはわが国の会計学の現状に「黙示の承認」を与えていたことであり、安本報告のトッピングに強力な支持をしたことに通じる。

佐藤は筆者が『ウェブスター辞典』によってauthorityとgeneral を示すと直ちに了解した。英語力の基礎がしっかりしていればこそその対応であった。佐藤の一件はわが国における英語秀才の問題点を示している。わが国は鎖国（英語鎖国）であるから、コミュニケーションのために最も重要である会話能力が問われないというアンバランスがある。従って、外国人と互角に論争することは教育においても実務においても考えられていないという不思議なことが起きている。この最優先で身に付けねばならない部分は謙譲の美德を発揮して、無能力を示した方が世間体の受けはよい。

佐藤はgeneralについては問題が氷解したようであったが、authorityが「権威」ではないという筆者の意見には『ウェブスター辞典』の掲載ページを前にしても半信半疑の感じであった。

わが国では国際的に通用しない英語秀才が量産されていると見てよいだろう。従って、佐藤は部分的にはあってもAnthony の見解をデフォルメ理解していた疑いがある。Anthonyは会計主体について意見を述べていたが、佐藤がAnthonyの意図を100パーセント正しく理解していたかは疑問である。佐藤がエンティティについて論ずる際に感じられた弱さはここに原因があるかもしれない。せめてAnthonyの言行録を遺してくれていれば、Anthonyの思想はデフォルメなしに正確に知ることができたはずであったと悔やまれる。

わが国における英語秀才は授業の成績優秀者なのであり、学校の評価において優秀とされる判定を通過した学生生徒である。

英語力を磨くことで真の米国会計事情を理解しつつ、米会計学研究を行なうことは理想である。国際情報不足のためデフォルメを重ねるうちに、国際的に異質であってもわが国だけで通じる基本認識ができあがる例〔竹森同上稿, p.43〕は繰り返してはならない。

参考文献

- American Institute of Certified Public Accountants. 1964. NEWS REPORT. “American Institute Council Acts on Recommendations for Disclosure of Departures from APB Opinions,” *Journal of Accountancy*, October 1964.
- Grady, Paul, 1965. *Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises*, An Accounting Research Study No.7 of the American Institute of Certified Public Accountants, New York, NY : American Institute of Certified Public Accountants, Inc.,
- Merriam-Webster, Collegiate Dictionary*, 2003. eleventh edition, Springfield, MA : Merriam-Webster, Inc.,
- Pollard, Alfred W., With an Introduction of the Edition of 1611. 1985. *The Holy Bible - An Exact Report in Roman Type, Page for Page of the Authorized Version*

- published in the year 1611, CUP, Oxford, Kenkyusha, Tokyo, 1985.
- Satow, Ernst Mason and Masakata Ishibashi, 1879. *An English-Japanese Dictionary of The Spoken Language*, second edition, Ludgate Hills, London: Trubner & Co.,
- Storey, Reed. K. and Sylvia Storey, 1998, SPECIAL REPORT: The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards, Financial Accounting Series, Mo - 181, January FASB, Norwalk, CT; Financial Accounting Standards Board of the Financial Accounting Foundation.
- , 1991, "The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards," Chapter 1, Part I Structure of Accounting Standards and Authoritative Rule-making Organizations, Douglas R. Carmichael ed. 1991. *Accountants' Handbook*, seventh edition, New York : John Wiley & Sons,
- Webster, Noah. 1856. *Webster's dictionary of the English language, exhibiting the origin, orthography, pronunciation, and definitions of words*, 6th edition, Philadelphia, PA: J. B. Lippincott & Co.
- , 1871. *Webster's dictionary of the English language, exhibiting the origin, orthography, pronunciation, and definitions of words*, Philadelphia, PA: J. B. Lippincott & Co.
- 赤司道雄 (1988)「聖書」『日本大百科全書』13, 小学館。
- 赤荒井献・池田裕・井谷嘉男訳 (2000)『聖書百科全書』三省堂, John Bower。
- 大宮謙訳 (2010), デイヴィッド・ヒル著『マタイによる福音書』日本キリスト教団出版局。
- 片子澤千代松 (1952)『ヘボン訳新約聖書』基督教文庫4, ナツメ社。
- 木村一＝鈴木進 (2013)『J. C. ヘボン和英語林集成手稿 翻字・索引・解題』三省堂。
- (2015)『和英語林集成の研究』明治学院。
- 小林亥一 (1998)『文久三年御蔵島英語単語帳』小学館。
- 黒川信 (1996)『奥野昌綱先生略伝並歌集』復刻版 (原著は1936年刊), 大空社。
- 共同聖書委員会訳 (1987)『聖書—新共同訳』星共社。
- 共同聖書翻訳委員会訳 (2016)『ダイグロットバイブル英和対照聖書』日本聖書協会。
- 斉藤重治譯 (1881)『袖珍英和辞書』式房堂蔵。
- 譯 (1886)『袖珍英和辞書』第3版, 式書堂蔵。
- 下中弘編 (1995)『平凡社大百科事典』(5) 平凡社。
- 杉田幸子 (1999)『ヘボン博士の愛した日本』いのちのことば社。
- 高谷道男 (1989)『人物叢書69ドクトル・ヘボン』大空社。
- (1990)『人物叢書ヘボン』吉川弘文館。
- 田崎治久 (1912)『日本之憲兵』原書房。
- 竹内照夫 (2018)『四書五経入門—中国思想の形成と展開—』平凡社。
- 竹森一正 (2015)「Marshall S. Armstrongによる“substantial authoritative support”の定着とGAAPの形成」中部大学経営情報学部論集, 第29巻第1・2号。
- (2016)「SFAS157の公正価値階層レベル3におけるfair valueの英和訳に関する検証」中部大学経営情報学部論集, 第30巻第1・2号。
- (2018a)「「一般に公正妥当と認められる」に関する米国現代史の視点による歴史研究」*Journal of strategic accounting*, Vol.2, No.1。
- (2018b)「わが国における「GAAP/SAS」の解釈に関する歴史研究」中部大学経営情報学部論集, 第32巻第1・2号。
- (2019)「「substantial authoritative support」の和訳問題の解明とFASBの新会計基準形成における意義」中部大学経営情報学部論集, 第33巻第1・2号。
- 中外アソシエイツ株式会社編 (1983)『人物レファレンス事典』紀伊国屋書店。

- 塚本恵訳（1996）、D. R. A. ヘア著『現代聖書注解 マタイによる福音書』日本基督教団出版局。
- 飛田良文＝菊地悟（1996）『和英語林集成初版訳語索引』笠間書院。
- ＝李漢燮（2000）『ヘボン和英語林集成初版・再版・三版対称総索引』第1巻、港の人。
- 豊田千速譯（1888）『ダイヤモンド英和辞典』（版元不明）。
- 中島耕二異・辻達人・大西晴樹（2003）『長老・改革教会来日宣教師事典』新教出版社。
- 野中夏美・小田謙爾訳リチャード・T・A・タルボット著（1996）『ギリシャ・ローマ歴史地図』原書房。
- 福沢諭吉著 土橋俊一校訂・校注（2010）『福翁自伝』講談社。
- 平文譯^{*}（1867）『和英語林集成』横濱梓行。（※表紙表記「美國平文先生譯」）
- 編譯^{*}（1872）『和英語林集成』横濱梓行。（※同上「美國平文先生編譯」）
- 著^{*}（1888）『改訂・増補・英和和英辞典』丸善商社蔵。（※同上「米国平文先生著」）
- 飛田良文＝菊地悟（1996）『和英語林集成初版訳語索引』笠間書院。
- 翻訳委員会編（1996）『新約聖書馬太伝』ゆまに書房（1877年原本の復刻版、山梨英和短期大学蔵書。原書名は『新約聖書馬太傳』耶蘇降生千八百七十七年翻訳委員会、明治十年、日本横濱上梓）。
- 飛田良文＝菊地悟（1996）『和英語林集成初版訳語索引』笠間書院。
- 山浦玄嗣訳（2002）『ケセン語訳 [マタイによる福音書]』イー・ピックス。
- （2011）『イエスの言葉 ケセン語』文春新書836、文藝春秋。
- 山口昇訳（2011）、R・T・フランス著『マタイの福音書 ティンダル聖書注解』いのちのことば社。
- 山口豊（1997）『和英語林集成 第3版 訳語総索引』武蔵野書院。
- 吉村昭（1998）『生麦事件』新潮社。
- 横浜開港記念館編（2013）『図説 アーネスト・サトウー幕末維新のイギリス外交官』有隣堂。
- 横浜共立学園の140年編集委員会編（2011）『横浜共立学園の140年（1871－2011）』横浜共立学園。
- 横浜プロテスタント史研究会編（2008）『横浜開港と宣教師たち』有隣新書、有隣堂。